



# 船橋市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

生きる道をつなぐ船橋市～

船 橋 市

平成31年(2019)3月

---



## はじめに

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

我が国の自殺で亡くなった方の数は、平成 22（2010）年以降減少傾向にあるものの、依然として毎年 2 万人を超えており、本市においても毎年 100 人前後の方が自ら命を絶っているという現状にあります。



こうしたことから、平成 22（2010）年より「船橋市自殺対策連絡会議」を設置し、自殺の実態把握や関係機関の活動情報交換と相互連携等、自殺対策の総合的な推進を図ってまいりましたが、さらに対策を強化するために、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、「船橋市自殺対策計画」を策定しました。

今後はこの計画を基に、関係機関等との幅広い協働や、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策等との連携により、支援体制を構築し、これを支えつつ促進するための環境の整備に取り組んでいきます。そして、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会の実現を目指してまいりますので、今後とも市民の皆様や自殺対策に取り組むさまざまな団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提案をいただきました「船橋市自殺対策連絡会議」委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

船橋市長 松戸 徹



# 目次



<b>第1章 計画策定の趣旨等</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の数値目標.....	5
<b>第2章 船橋市における自殺の現状</b> .....	7
1 自殺の統計.....	9
(1) 死因順位・自殺者数・自殺死亡率の推移.....	9
(2) 男女別自殺者数・自殺死亡率の推移.....	11
(3) 年齢別の自殺者数・自殺死亡率.....	13
(4) 職業別自殺者の割合.....	17
(5) 手段別自殺者の構成割合.....	18
(6) 自殺の原因・動機.....	19
(7) 自殺未遂歴の有無.....	20
2 市民意識調査結果.....	21
(1) 一般調査（抜粋）.....	22
(2) 中学・高校生調査（抜粋）.....	26
(3) 幼児・小学生保護者調査（抜粋）.....	28
3 自殺の危機経路.....	30
(1) 地域自殺実態プロフィール.....	30
(2) 自殺の危機要因・危機経路.....	30
4 これまでの取組.....	32
(1) 人材育成.....	32
(2) 若年層対策事業.....	33
(3) 自殺未遂者支援事業.....	33
(4) 普及啓発事業.....	35
(5) その他.....	36
<b>第3章 船橋市の自殺対策における取組</b> .....	37
1 基本方針.....	39
2 施策の体系.....	40
3 基本施策.....	41
(1) 地域におけるネットワークの強化.....	41
(2) 自殺対策を支える人材の育成.....	41

(3) 住民への啓発と周知 .....	42
(4) 生きることの促進要因への支援 .....	42
(5) ライフコースに応じた支援 .....	43
4 生きる支援関連施策 .....	45
(1) 地域におけるネットワークの強化 .....	45
(2) 自殺対策を支える人材の育成 .....	45
(3) 住民への啓発と周知 .....	45
(4) 生きることの促進要因への支援 .....	47
(5) ライフコースに応じた支援 .....	60
(6) その他の取組 .....	69
(7) 関連団体の自殺対策の取組 .....	70
5 基本施策ごとの評価指標 .....	73
(1) 地域におけるネットワークの強化 .....	73
(2) 自殺対策を支える人材の育成 .....	73
(3) 住民への啓発と周知 .....	73
(4) 生きることの促進要因への支援 .....	74
(5) ライフコースに応じた支援 .....	74
<b>第4章 船橋市の自殺対策推進体制 .....</b>	<b>75</b>
1 自殺対策の推進体制 .....	77
(1) 船橋市自殺対策連絡会議 .....	77
(2) 船橋市自殺対策庁内連絡会議 .....	77
(3) 船橋市自殺対策庁内連絡会議作業部会 .....	77
2 進捗状況の管理及び評価 .....	78
<b>資料編 .....</b>	<b>79</b>
1 策定経過 .....	81
2 船橋市自殺対策連絡会議設置要綱 .....	82
3 船橋市自殺対策連絡会議委員名簿 .....	84
4 船橋市自殺対策庁内連絡会議設置要綱 .....	85
5 船橋市自殺対策庁内連絡会議委員名簿 .....	87

# 第1章 計画策定の趣旨等







# 1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、平成 10（1998）年に3万人を超えた後、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成 22（2010）年以降は減少を続け、平成 28（2016）年まで5年連続して3万人を下回ったものの、依然として年間2万人以上の人が自殺により亡くなっています。

国においては、平成 18（2006）年に「自殺対策基本法」を制定するとともに、平成 19（2007）年には「自殺総合対策大綱」を策定し、取組を推進してきました。

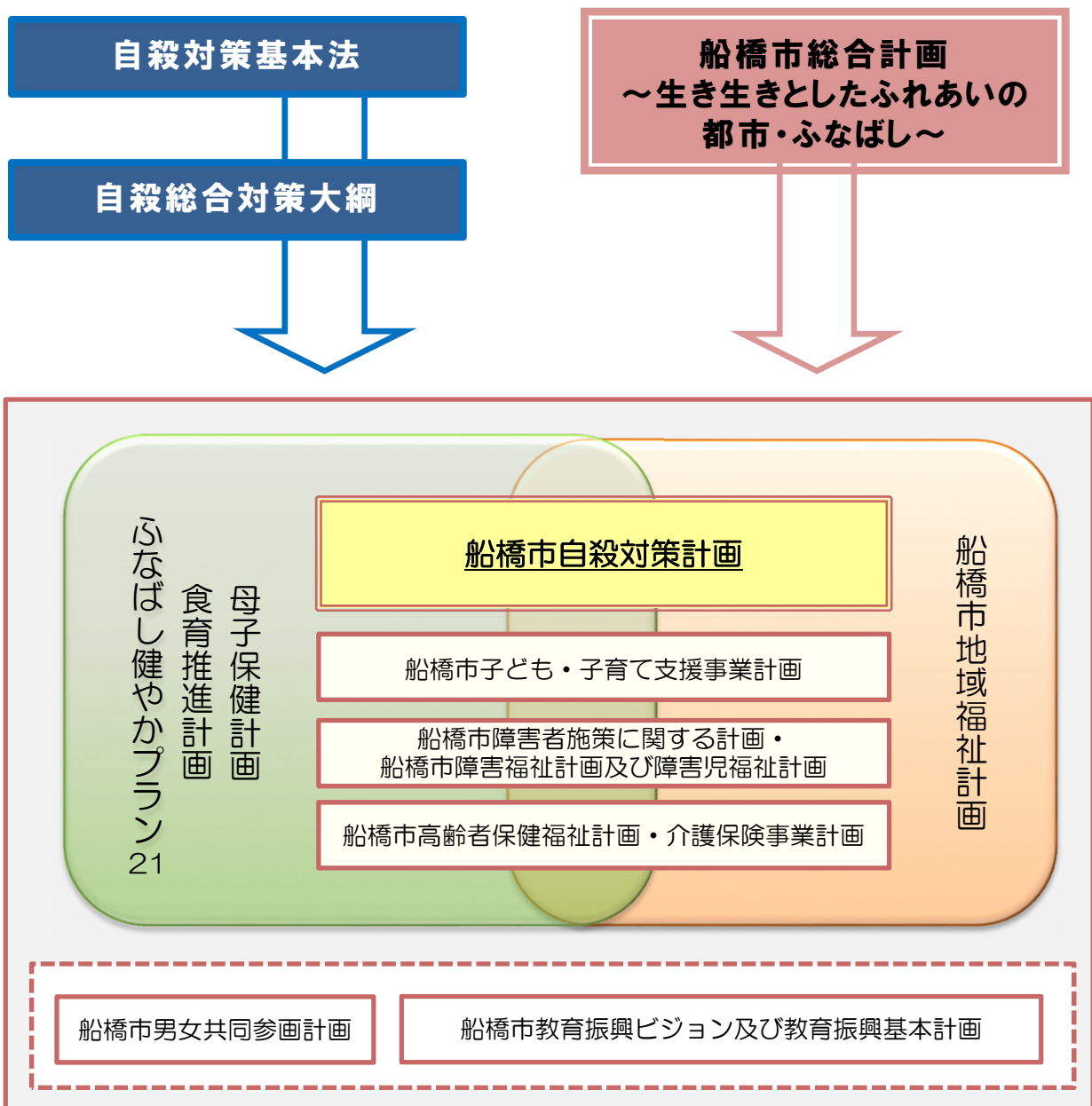
自殺対策基本法においては、自殺は個人的な問題として考えるのではなく、全ての国民に関わる社会全体で取り組む課題であるとされ、平成 24（2012）年に見直された自殺総合対策大綱においては、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」、「自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題」、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い」という、自殺に対する新たな基本的認識が示されました。

また、平成 28（2016）年には自殺対策基本法の改正により、市区町村に「自殺対策計画の策定」が義務付けられました。さらに、平成 29（2017）年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、自殺総合対策の基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが掲げられました。そして、基本方針として①生きることの包括的な支援として推進する、②関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む、③対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる、④実践と啓発を両輪として推進する、⑤国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する、の5つを推進することとなりました。

船橋市においては、平成 22（2010）年より、「自殺対策連絡会議」を開催し、自殺の実態把握や関係団体との活動情報交換、自殺防止の啓発、広報等、自殺対策を総合的に推進してきましたが、自殺対策基本法の改正を受けて、「船橋市自殺対策計画」を策定することとなりました。この計画により、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市の実情を勘案した自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを目的に策定するものです。自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、第2次千葉県自殺対策推進計画等を踏まえ、本市の基本計画である「船橋市総合計画」との整合性を図り、またその関連計画である「第3次船橋市地域福祉計画」、「ふなばし健やかプラン21（第2次）」等の計画との連携を図る計画とします。



### 3 計画の期間

計画の期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間とします。  
 なお、国の自殺総合対策大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱及び第2次千葉県自殺対策推進計画では、10年後の自殺死亡率を現状より30%以上減少させることを目標としています。

本市においても、10年後に自殺死亡率を30%以上減少させるため、当計画での目標を下記のとおりとします。

目 標	現状値	目標値(5年後)	長期目標(10年後)
	平成27(2015)～ 平成29(2017)年 平均値	2020～2022年 平均値	2025～2027年 平均値
自殺死亡率(10万人対)	13.4	11.3	9.3

※自殺死亡率は単年ではバラつきがあるため、3か年の平均値を指標としています。

※上記自殺死亡率の場合、自殺者数は目標値(5年後)71人、長期目標(10年後)59人  
 (船橋市将来人口推計(平成28年4月1日時点)を使用)

資料：地域における自殺の基礎資料



## 第2章 船橋市における自殺の現状





# 1 自殺の統計

## (1) 死因順位・自殺者数・自殺死亡率の推移

船橋市において、「自殺」の死因順位は6～8位で推移しています。(図1)

また、年齢別に死因順位をみてみると、10歳から39歳まで「自殺」は1位となっています。(図2)

自殺者数は、平成26(2014)年以降は減少傾向となり、平成28(2016)・29(2017)年においては100人を下回っています。自殺者数の減少に伴い、人口10万人あたりの自殺死亡率は平成29(2017)年には12.8に低下しています。また、千葉県や全国の自殺死亡率も同様の傾向となっています。(図3,4,5)

図1 船橋市の死因順位

順位	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成28年 (2016) (千葉県)	平成28年 (2016) (全国)
1	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物
2	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患
3	肺炎	脳血管疾患	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎
4	脳血管疾患	肺炎	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患	脳血管疾患
5	老衰	老衰	老衰	老衰	老衰	老衰	老衰
6	不慮の事故	<b>自殺</b>	<b>自殺</b>	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故
7	<b>自殺</b>	不慮の事故	不慮の事故	<b>自殺</b>	腎不全	<b>自殺</b>	腎不全
8	腎不全	腎不全	腎不全	腎不全	<b>自殺</b>	腎不全	<b>自殺</b>
9	糖尿病	肝疾患	糖尿病	大動脈瘤 及び解離	大動脈瘤 及び解離	大動脈瘤 及び解離	大動脈瘤 及び解離
10	慢性閉塞性 肺疾患	糖尿病	肝疾患	肝疾患	肝疾患	肝疾患	肝疾患

資料：船橋市保健所事業年報

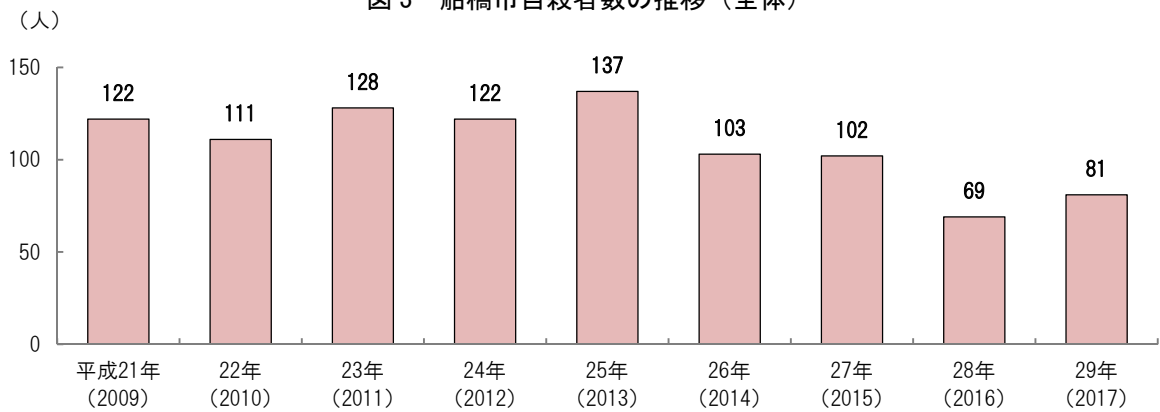
図2 船橋市年齢別死因順位（平成24(2012)～28(2016)年合算）（単位：人）

年齢階級	第1位		第2位		第3位		第4位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
10～19歳	<b>自殺</b>	19	悪性新生物	10	不慮の事故	7	その他の神経系の疾患、脳血管疾患、その他の症状	各2
20～29歳	<b>自殺</b>	63	不慮の事故	19	悪性新生物	10	その他の神経系の疾患	5
30～39歳	<b>自殺</b>	94	悪性新生物	53	心疾患	30	不慮の事故	18
40～49歳	悪性新生物	196	心疾患	116	<b>自殺</b>	96	脳血管疾患	62
50～59歳	悪性新生物	423	心疾患	177	脳血管疾患	79	<b>自殺</b>	78
60～69歳	悪性新生物	1,435	心疾患	519	脳血管疾患	204	肺炎	88

資料：千葉県衛生統計年報（人口動態調査）

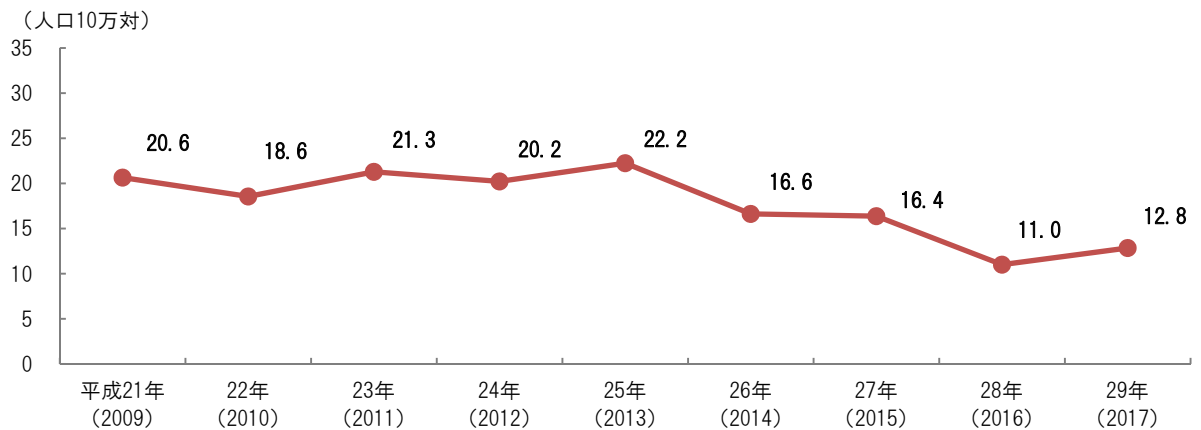
## 第2章 船橋市における自殺の現状

図3 船橋市自殺者数の推移（全体）



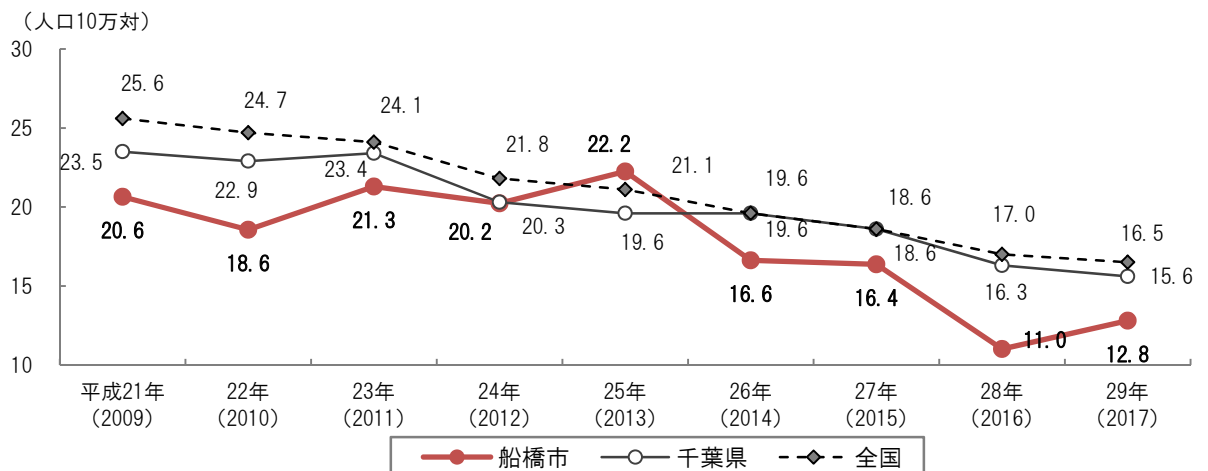
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）\*

図4 船橋市自殺死亡率の推移（全体）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）

図5 船橋市・千葉県・全国の自殺死亡率の推移（全体）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）

\*厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）：警察庁からの自殺データに基づき、厚生労働省自殺対策推進室が全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計したもの。

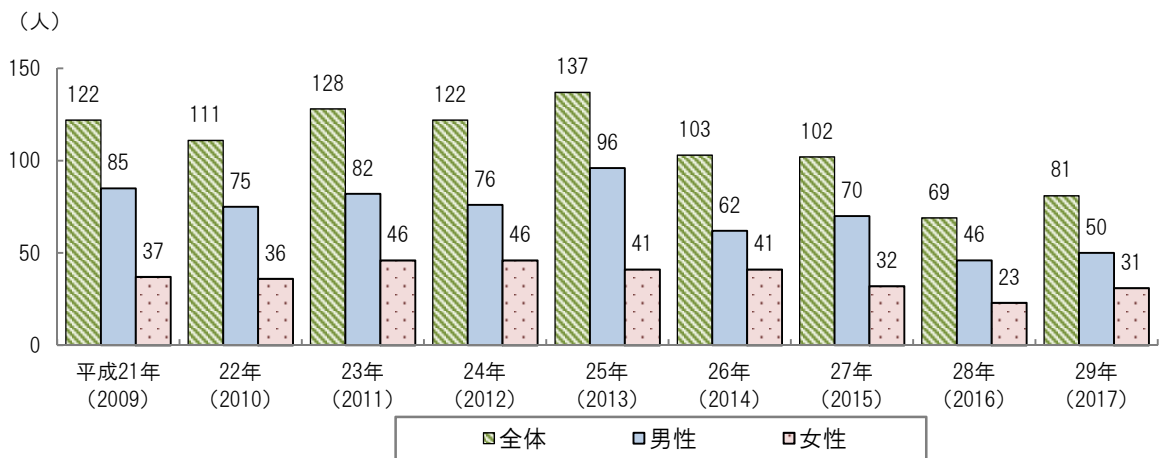


(2) 男女別自殺者数・自殺死亡率の推移

船橋市の自殺者数は、男性は女性の約1.5倍から2倍となっており、自殺死亡率も男性が女性を大きく上回っています。(図6,7)

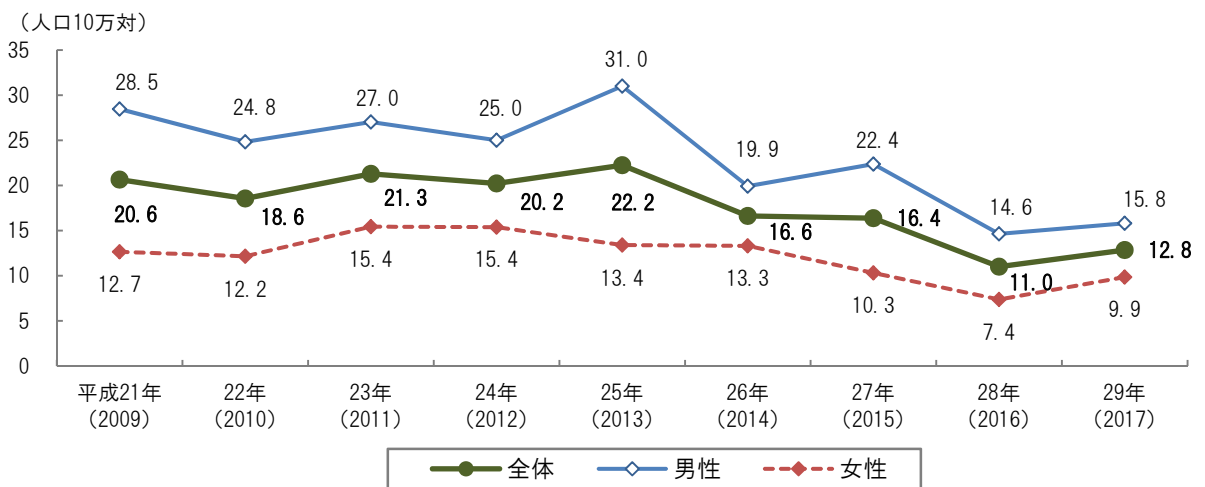
男女別自殺死亡率を千葉県や全国と比較すると、男性は平成25(2013)年を除いて船橋市が低くなっており、女性では平成23(2011)～26(2014)年には船橋市の方が高くなっていましたが、平成27(2015)・28(2016)年には船橋市が低くなっていきます。(図8,9)

図6 船橋市自殺者数の推移(全体・男女別)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地ベース)

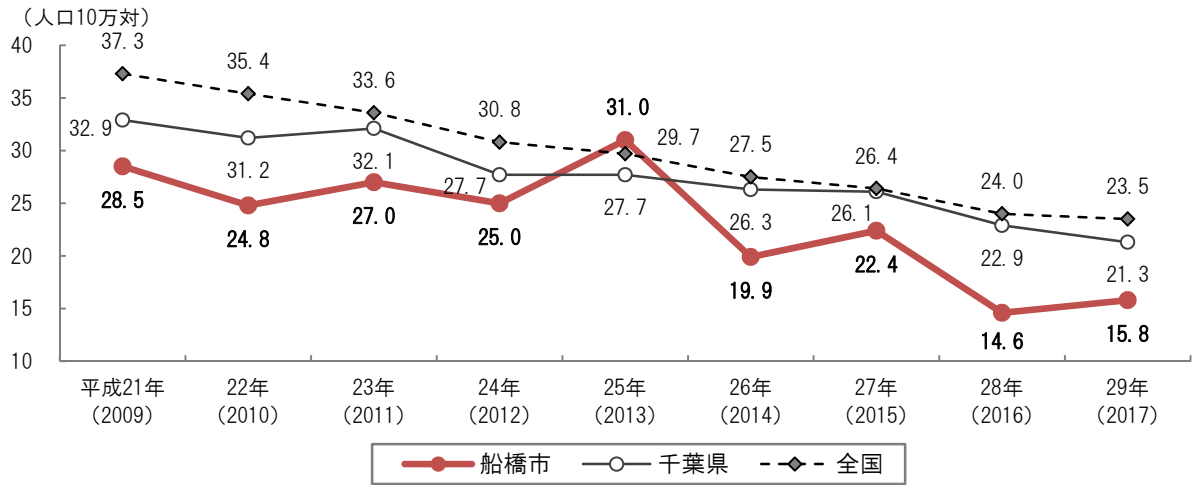
図7 船橋市自殺死亡率の推移(全体・男女別)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地ベース)

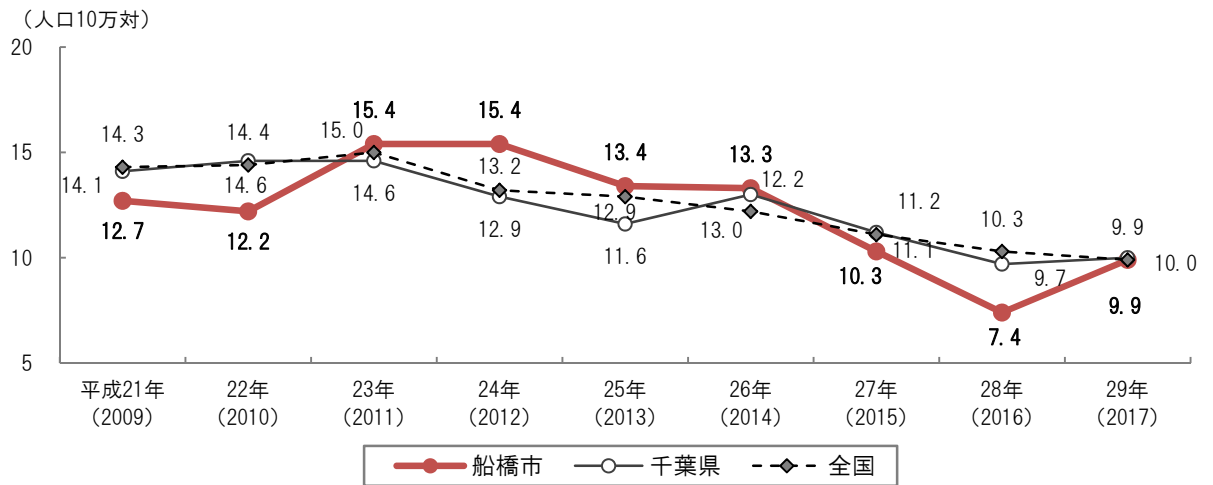
## 第2章 船橋市における自殺の現状

図8 船橋市・千葉県・全国の自殺死亡率の推移（男性）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）

図9 船橋市・千葉県・全国の自殺死亡率の推移（女性）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）

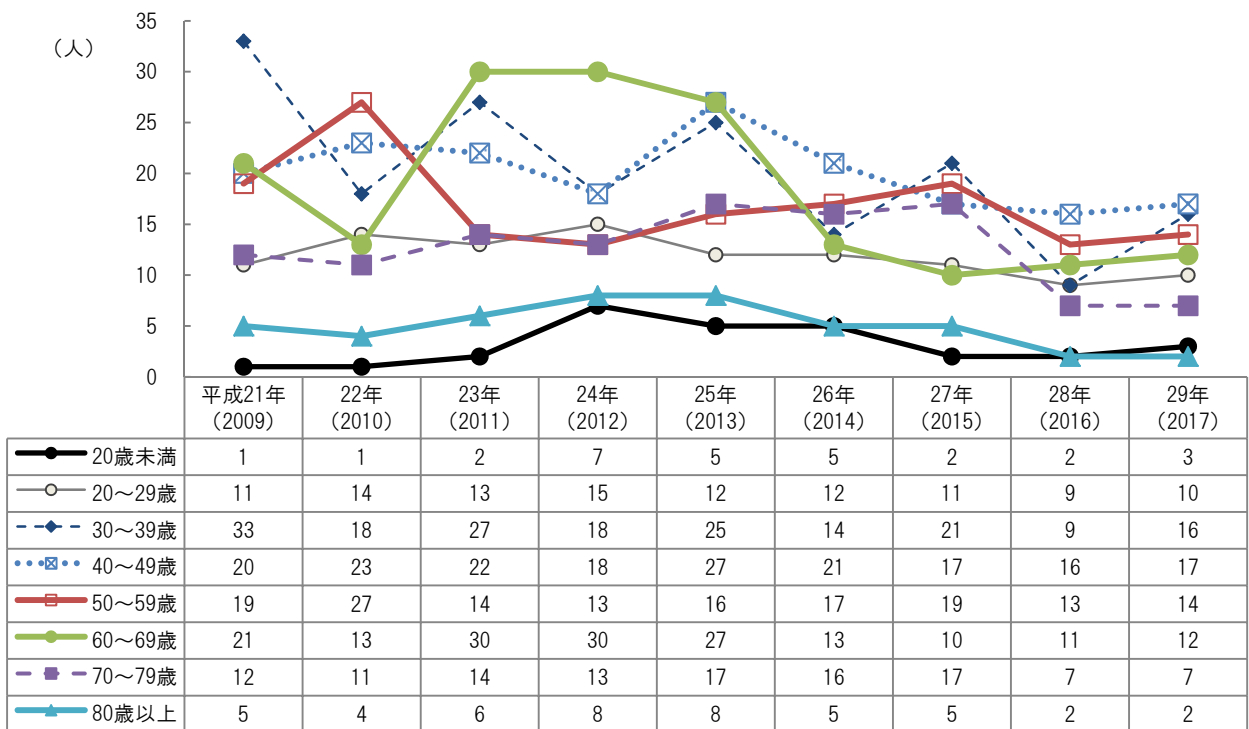
(3) 年齢別の自殺者数・自殺死亡率

自殺者数を年齢別にみると、39歳以下では横ばいの傾向が続いています。(図10)

また、自殺死亡率は、全ての年代で男性が女性を上回っています。(図14)

千葉県・全国と比較すると、男性では20歳未満を除き、船橋市は県や全国より低くなっていますが、女性では差があまり無く、50～69歳においては船橋市の方が高くなっています。(図15, 16)

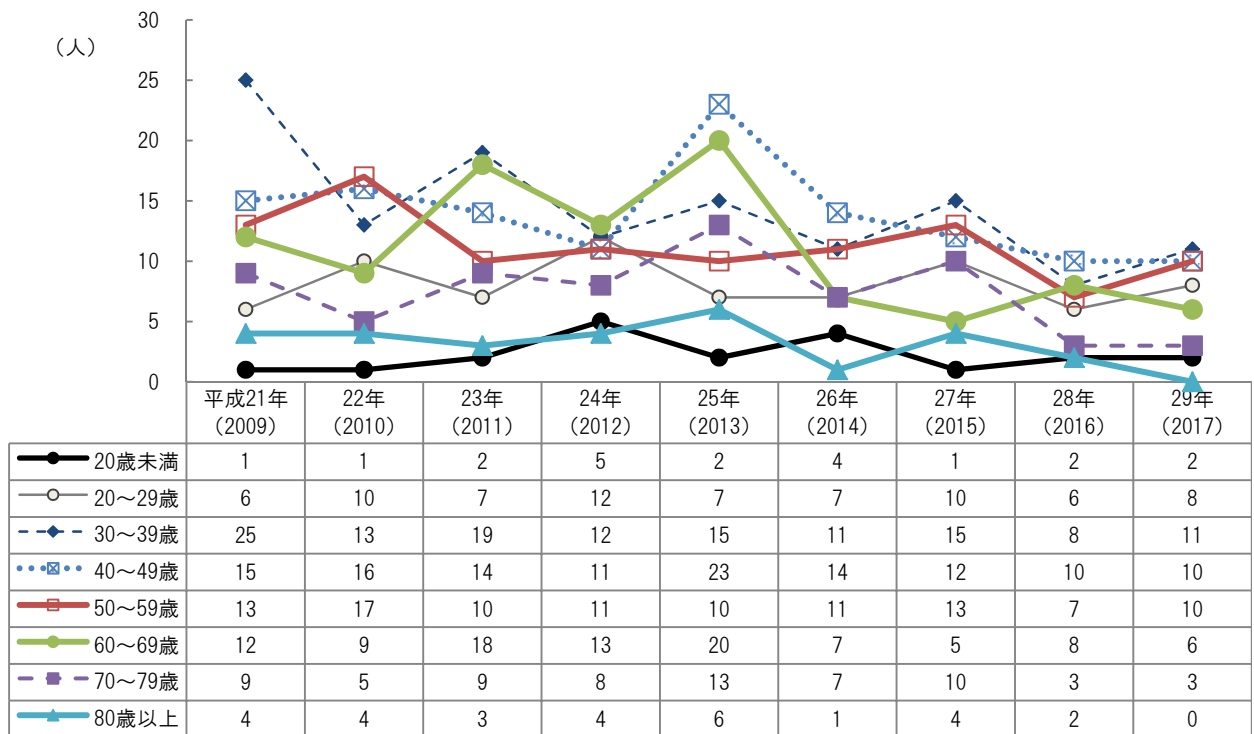
図10 船橋市年齢別自殺者数の推移(全体)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地ベース)

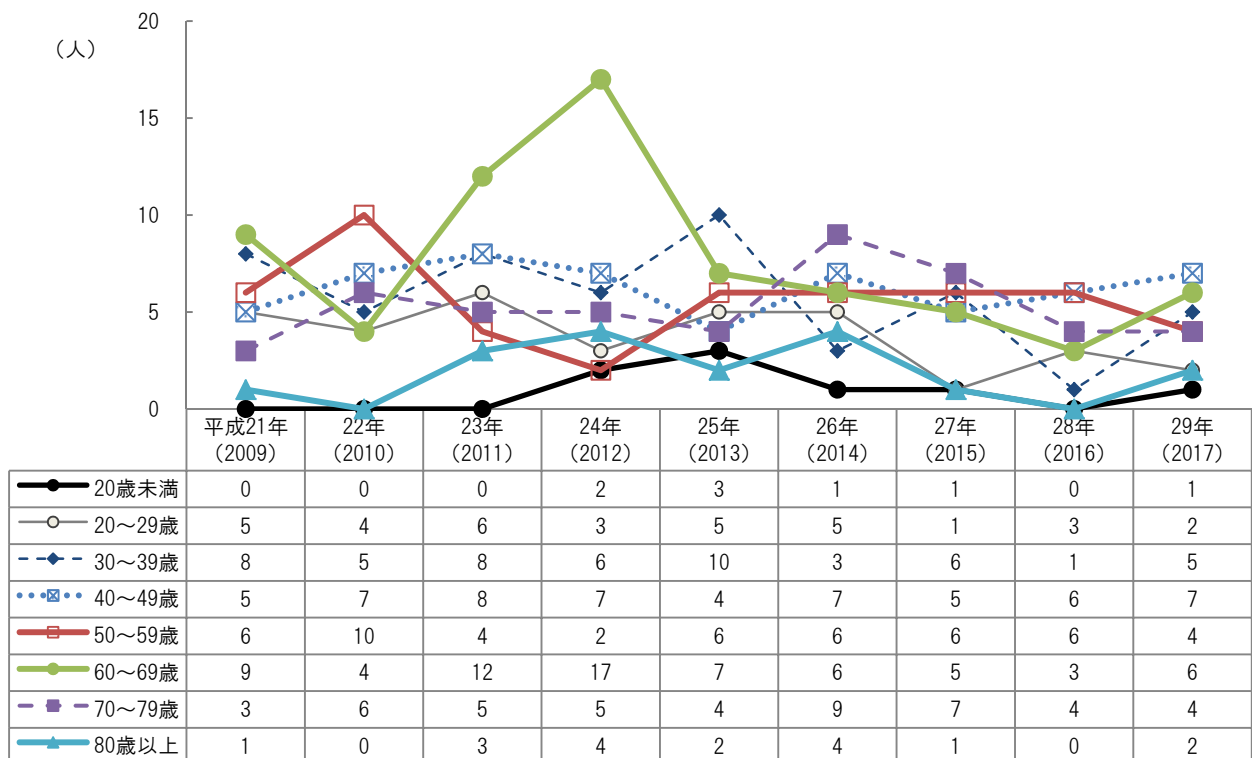
## 第2章 船橋市における自殺の現状

図 11 船橋市年齢別自殺者数の推移（男性）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）

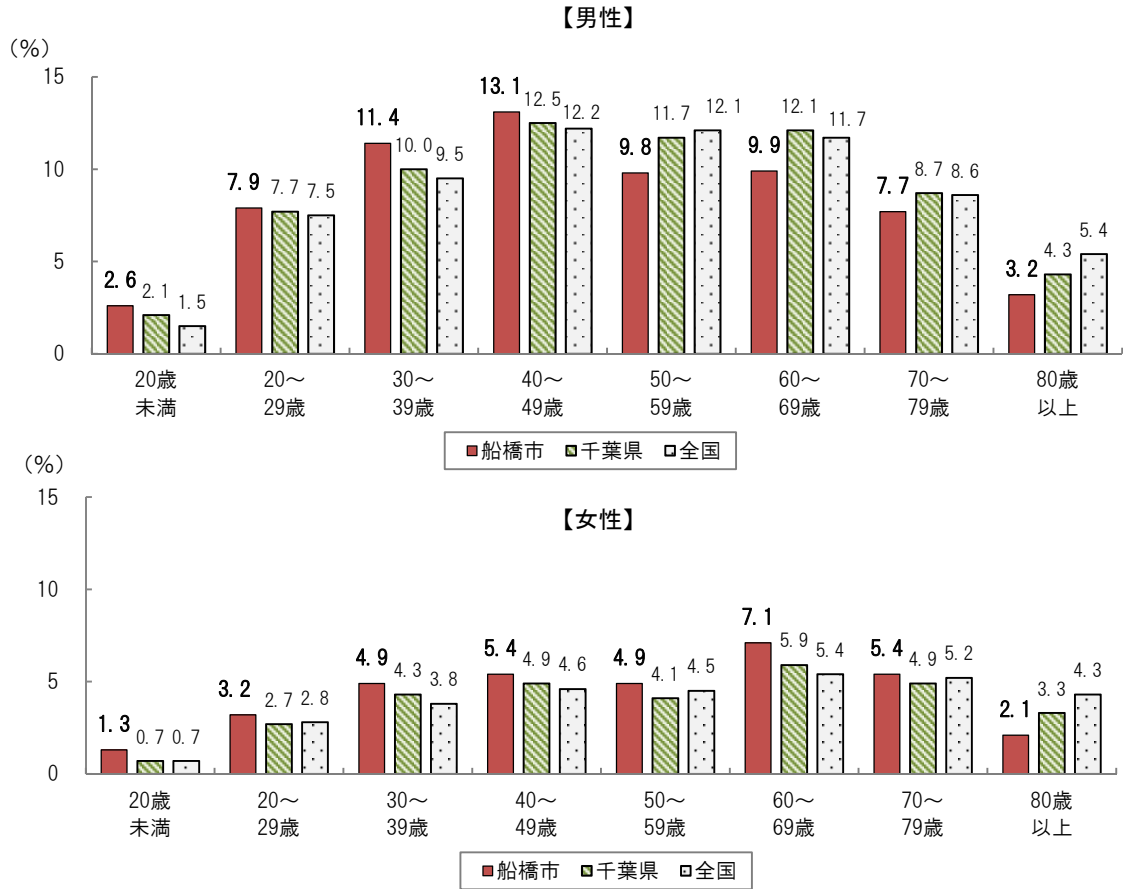
図 12 船橋市年齢別自殺者数の推移（女性）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地ベース）

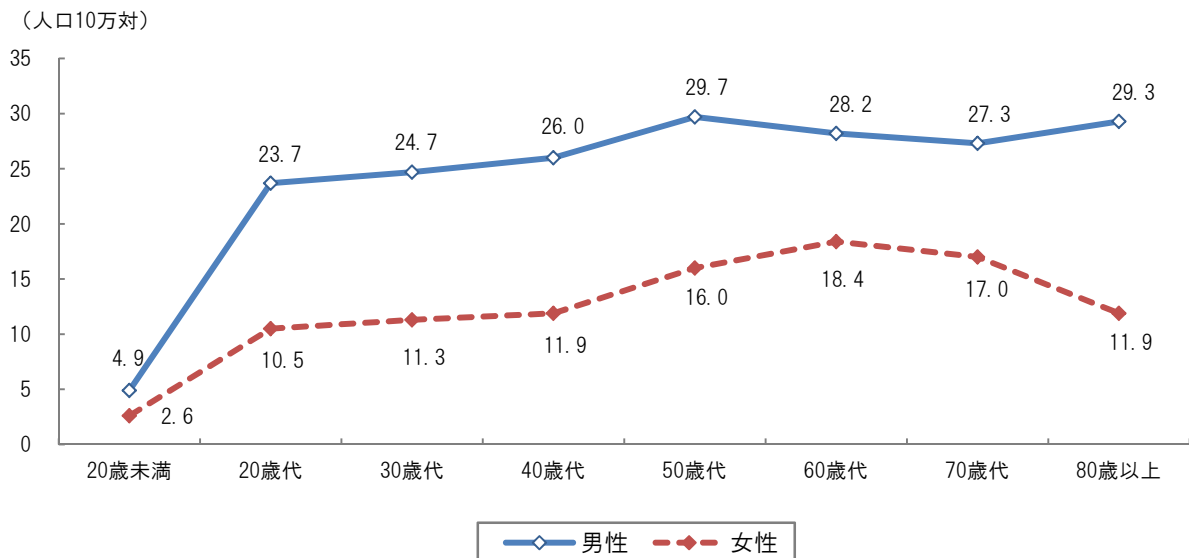
## 第2章 船橋市における自殺の現状

図13 船橋市・千葉県・全国の10歳階級別自殺者の構成割合  
(平成24(2012)～28(2016)年合算)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」\*  
※全自殺者に占める割合。年齢不詳は省略しているため、割合の合計は一致しない。

図14 船橋市年齢別自殺死亡率 (平成24(2012)～28(2016)年合算・男女別)

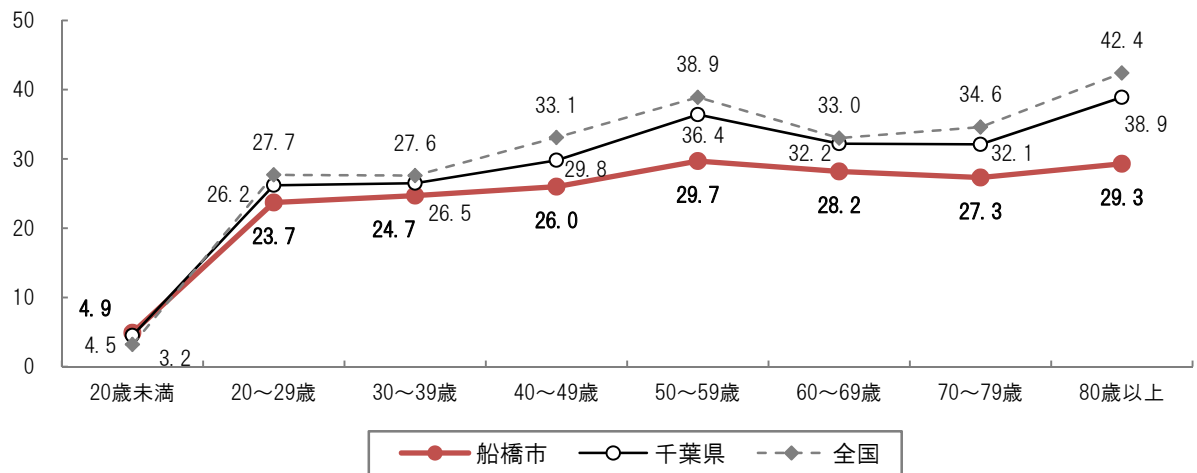


\*自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」：地域自殺対策計画の策定を支援するために、自殺総合対策推進センターによって、地域の自殺の実態を詳細に分析したもの。

## 第2章 船橋市における自殺の現状

図15 船橋市・千葉県・全国の年齢別自殺死亡率（男性・平成24（2012）～28（2016）年合算）

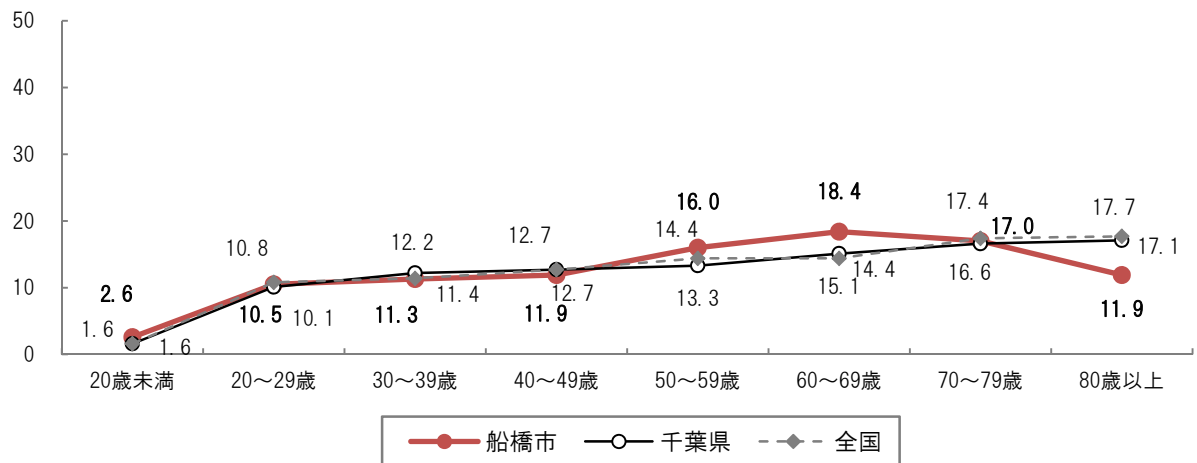
（人口10万対）



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

図16 船橋市・千葉県・全国の年齢別自殺死亡率（女性・平成24（2012）～28（2016）年合算）

（人口10万対）



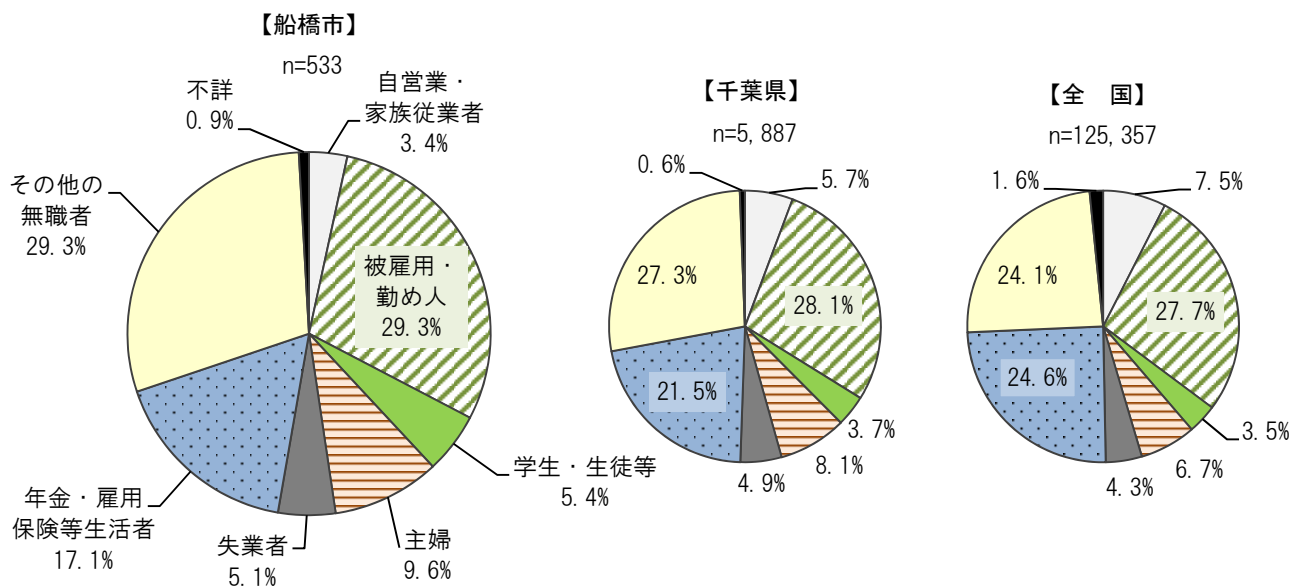
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(4) 職業別自殺者の割合

自殺者の職業については、「被雇用・勤め人」と「その他の無職者」が29.3%と最も高くなっています。また、千葉県・全国と比較すると、「学生・生徒等」と「主婦」は高くなっていますが、「年金・雇用保険等生活者」は低くなっています。(図17)

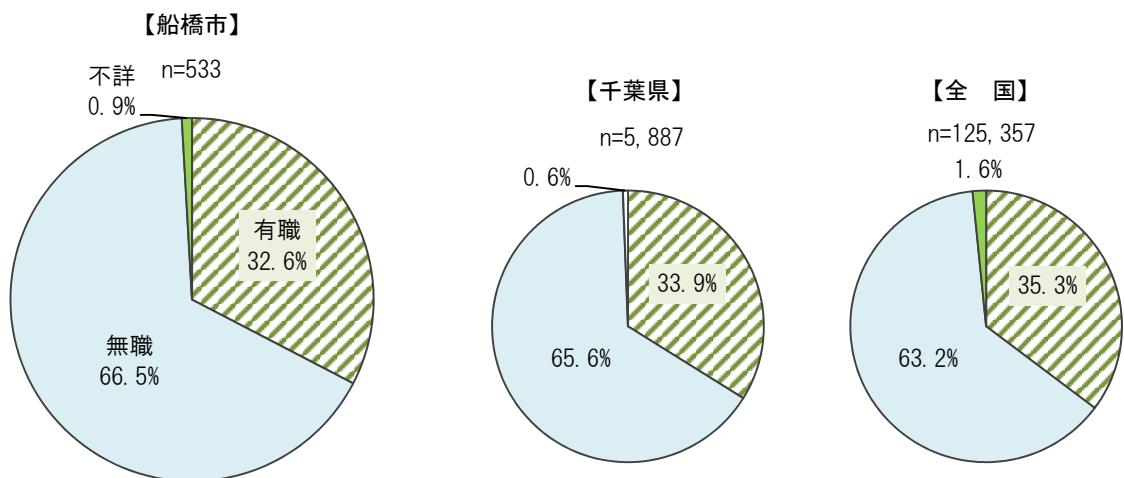
有職・無職別でみると、無職が有職の約2倍となっています。千葉県・全国との比較では、あまり大きな差はみられません。(図18)

図17 職業別自殺者の構成割合(平成24(2012)~28(2016)年合算)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地ベース)

図18 有職・無職別構成割合(平成24(2012)~28(2016)年合算)



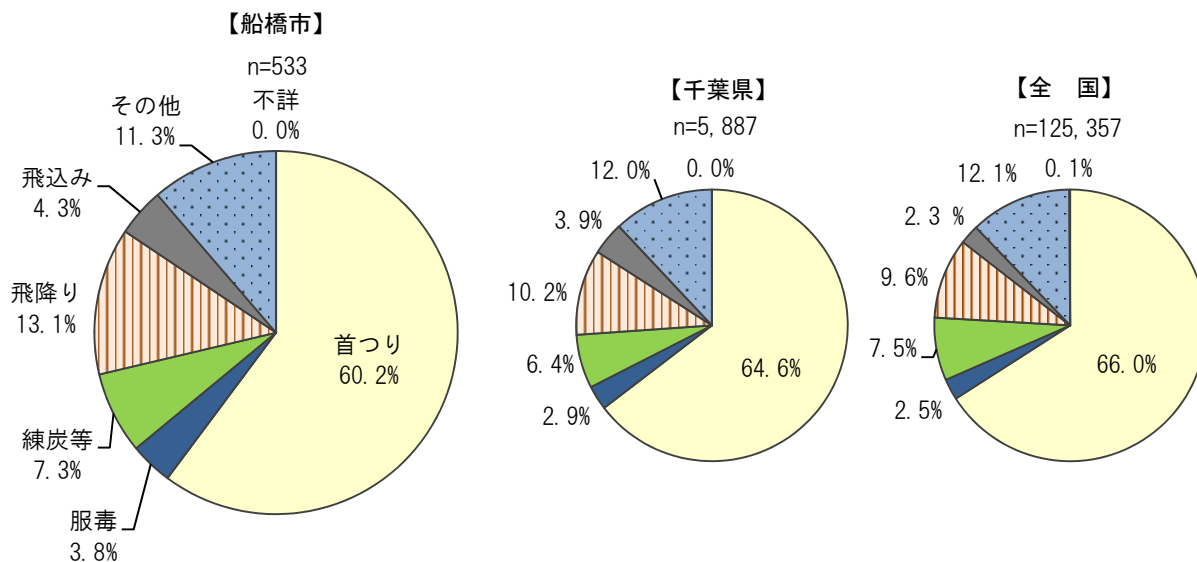
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地ベース)

## 第2章 船橋市における自殺の現状

### (5) 手段別自殺者の構成割合

自殺の手段は、「首つり」が6割を越えており、千葉県や全国でも6割を超えています。また、「飛降り」が13.1%と千葉県・全国よりも高くなっています。(図19)

図19 手段別自殺者数の構成割合（平成24（2012）～28（2016）年合算）



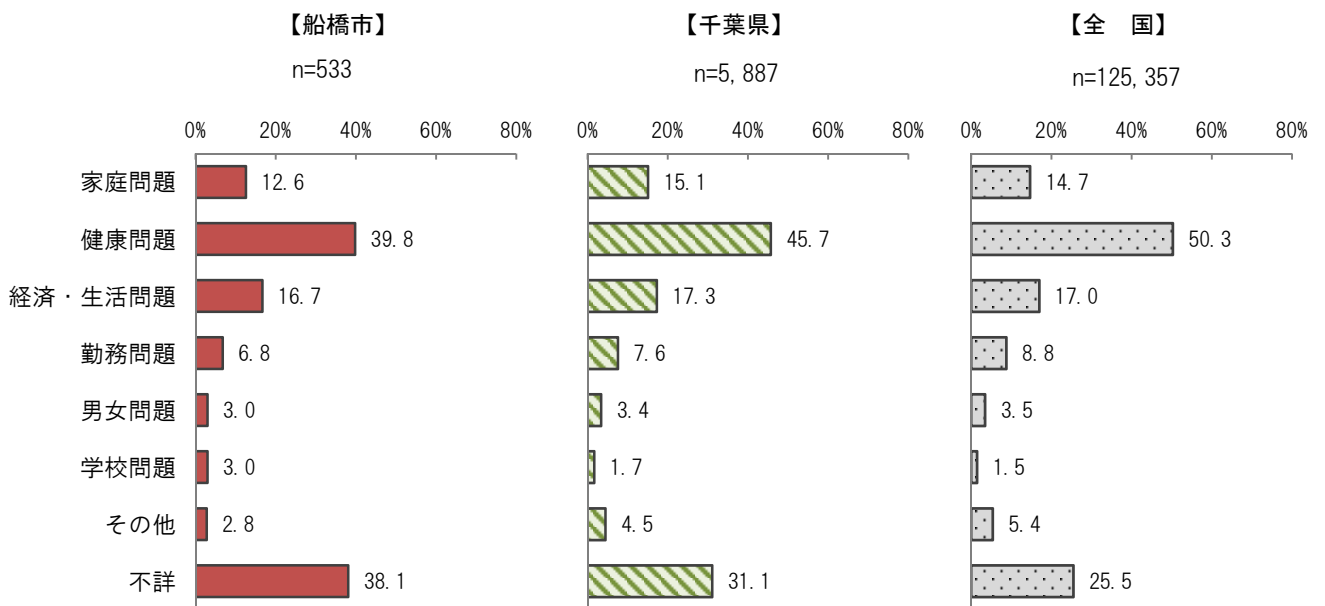
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」



(6) 自殺の原因・動機

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。個々の要因別にみると、「健康問題」が39.8%と最も高くなっていますが、千葉県や全国よりも低くなっています。また、「不詳」が38.1%となっており、こちらは千葉県・全国よりも高くなっています。(図20)

図20 原因・動機別構成割合(平成24(2012)~28(2016)年合算)



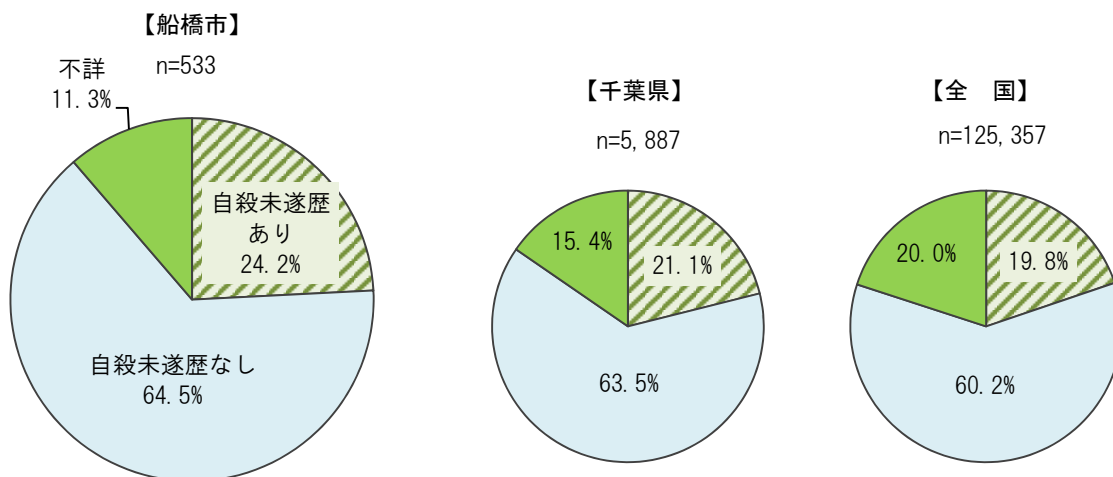
※原因・動機を3つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の合計と原因・動機特定者数とは一致しない  
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地ベース)

## 第2章 船橋市における自殺の現状

### (7) 自殺未遂歴の有無

自殺未遂歴は「自殺未遂歴あり」が24.2%と千葉県・全国よりも高くなっています。(図21)

図21 自殺未遂歴の有無別構成割合(平成24(2012)~28(2016)年合算)



資料：(船橋市・千葉県)自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」  
(全国)厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 2 市民意識調査結果

本計画の策定にあたり、市民のこころの健康や自殺に対する考え方等の実態を把握するため、下記のとおり市民意識調査を実施しました。

【調査期間】

平成 30（2018）年9月～10月

【調査対象及び調査方法】

	調査対象	調査方法	回収数 (回収率)
一般調査	船橋市在住の20歳以上 (住民基本台帳から無作為抽出) 3,000人	郵送にて調査票を配付及び回収	1,186人 (39.5%)
中学生・高校生 調査	中学2年生(市内5校) 高校2年生(市内5校) 596人	学校単位にて調査票を配付及び 回収	559人 (93.8%)
幼児・小学生 保護者調査	1歳6か月児保護者 5歳児保護者 (市内保育園3園、幼稚園2園) 小学4年生保護者 (市内5校) 709人	郵送にて調査票を配付及び回収 施設単位にて調査票を配付及び 回収 学校単位にて調査票を配付及び 回収	498人 (70.2%)

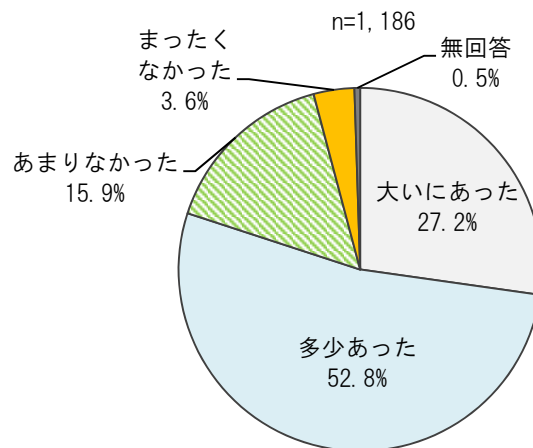
## 第2章 船橋市における自殺の現状

### (1) 一般調査（抜粋）

問1 あなたは、この1か月間に、不満、悩み、苦労、ストレスなどがありましたか。（回答は1つ）

不満、悩み、苦労、ストレスの有無については、「多少あった」が52.8%で最も高く、次いで「大いにあった」が27.2%となっています。

図1-1 不満、悩み、苦労、ストレスの有無

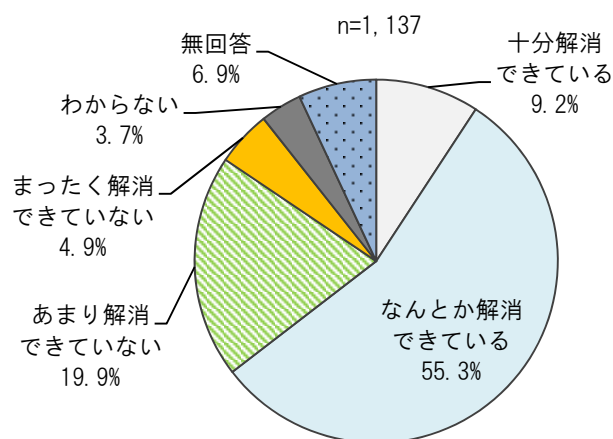


《問1で「大いにあった」、「多少あった」、「あまりなかった」のいずれかに回答された方にかがいます》

問2 不満、悩み、苦労、ストレスなどを解消できていると思いますか。（回答は1つ）

不満、悩み、苦労、ストレスの解消については、「なんとか解消できている」が55.3%で最も高く、次いで「あまり解消できていない」が19.9%となっています。

図1-2 不満、悩み、苦労、ストレスの解消

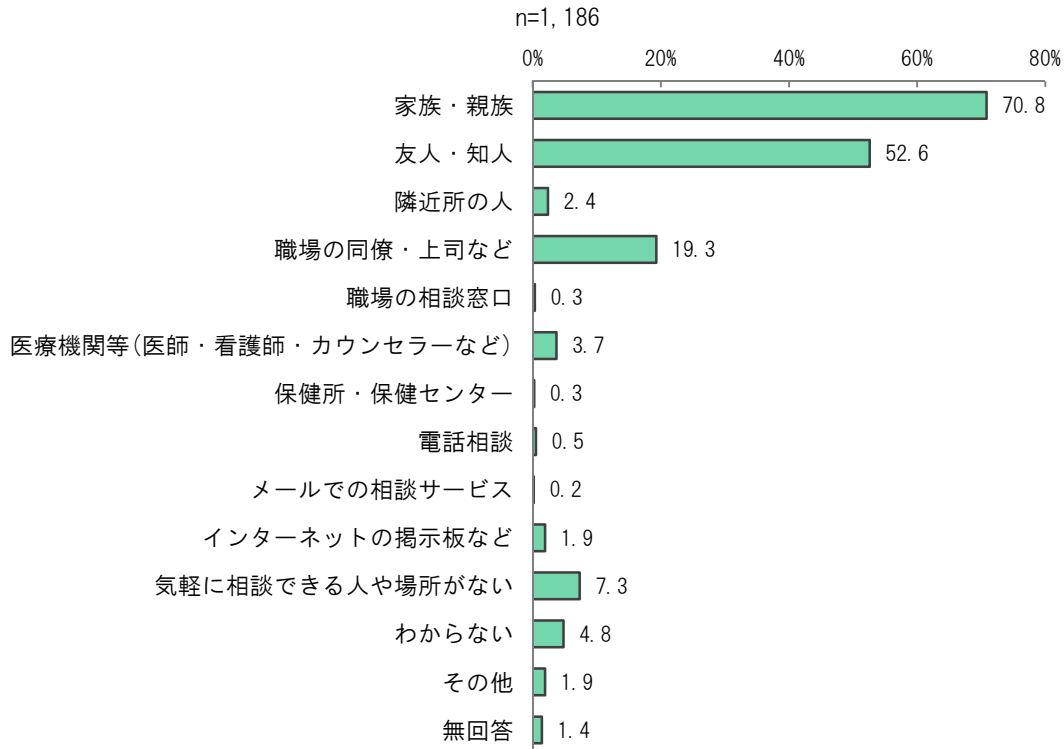


## 第2章 船橋市における自殺の現状

問3 あなたが悩み事や心配事などのストレスを抱えたとき、気軽に相談できる相手は誰（あるいはどこ）ですか。（回答はいくつでも）

悩み事や心配事の相談相手については、「家族・親族」が70.8%で最も高く、次いで「友人・知人」が52.6%となっています。

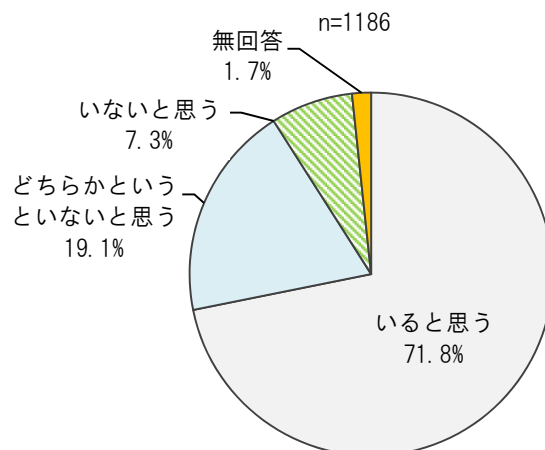
図1-3 悩み事や心配事の相談相手



問4 あなたは自分の気持ちを理解してくれる人がいると思いますか。（回答は1つ）

自分の気持ちを理解してくれる人がいるかについては、「いると思う」が71.8%、「どちらかというといないと思う」と「いないと思う」が合わせて26.4%となっています。

図1-4 自分の気持ちを理解してくれる人がいるか

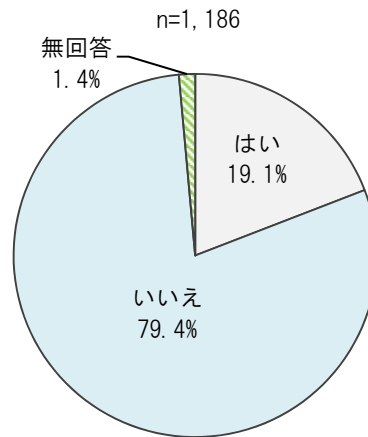


## 第2章 船橋市における自殺の現状

問5 あなたはこれまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。(回答は1つ)

自殺したいと考えたことがあるかについては、「はい」が19.1%、「いいえ」が79.4%となっています。

図1-5 自殺したいと考えたことがあるか

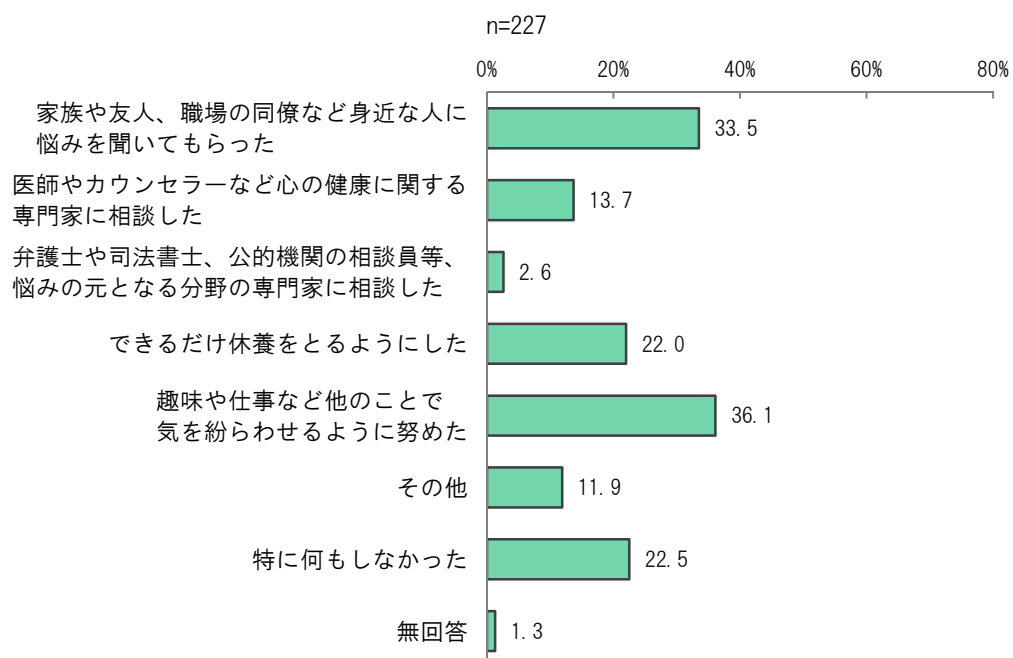


《問5で「はい」と回答された方にうかがいます》

問6 そのように考えたとき、どのように乗り越えましたか。(回答はいくつでも)

悩み事や心配事をどのように乗り越えたかについては、「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」が36.1%で最も高く、次いで「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が33.5%となっています。

図1-6 悩み事や心配事をどのように乗り越えたか

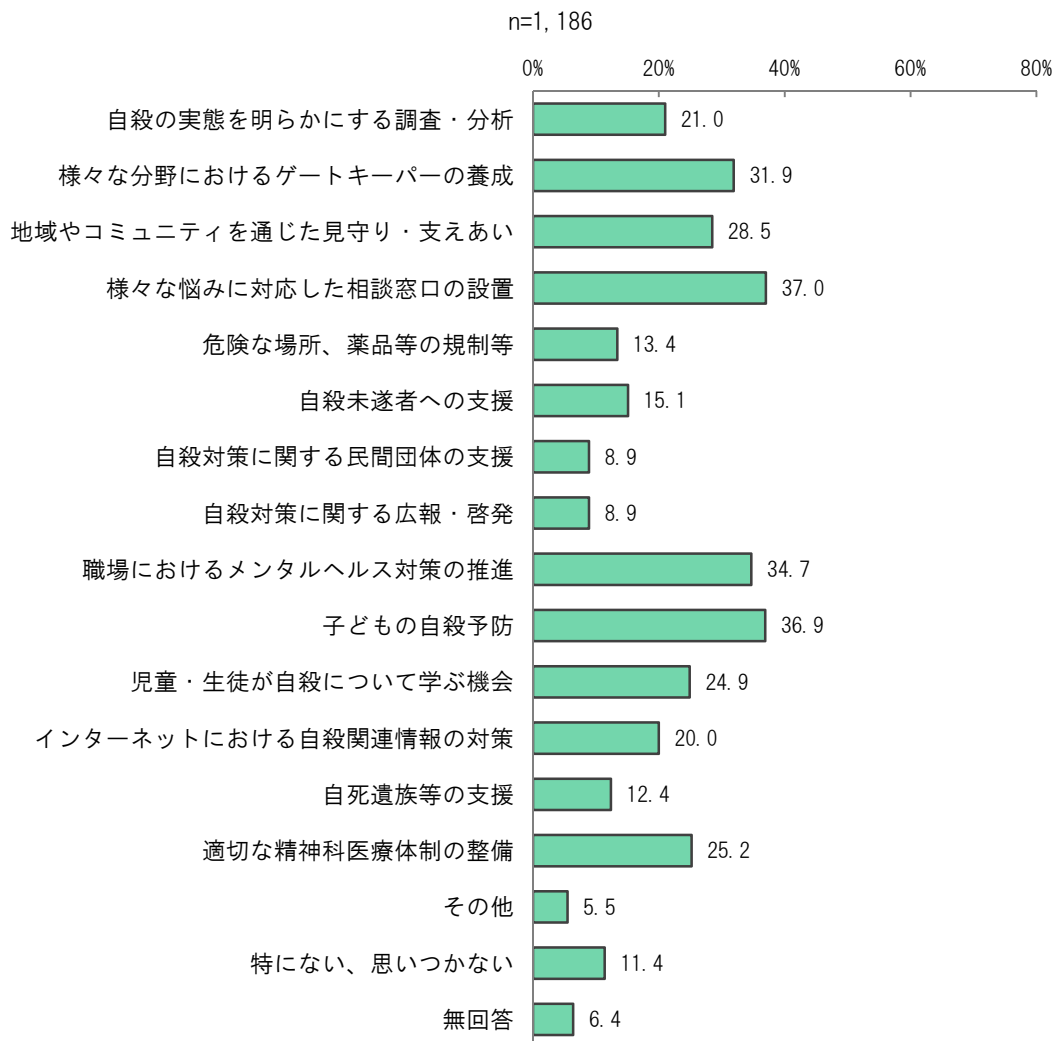


## 第2章 船橋市における自殺の現状

問7 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。  
(回答はいくつでも)

必要な自殺対策については、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が37.0%で最も高く、次いで「子どもの自殺予防」が36.9%となっています。

図1-7 必要な自殺対策



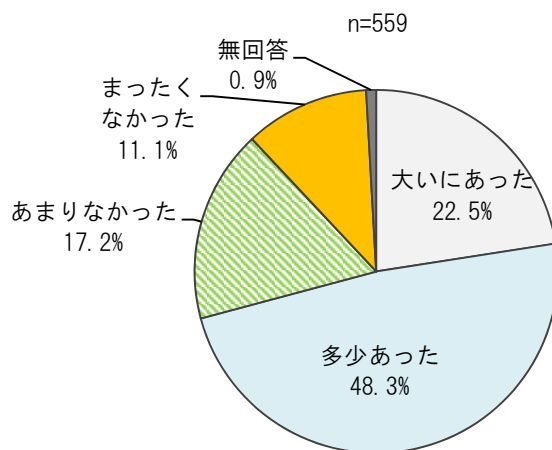
## 第2章 船橋市における自殺の現状

### (2) 中学・高校生調査（抜粋）

問1 あなたは、この1か月間に、不満、悩み、苦労、ストレスなどがありましたか。（回答は1つ）

不満、悩み、苦労、ストレスの有無については、「多少あった」が48.3%で最も高く、次いで「大いにあった」が22.5%となっています。

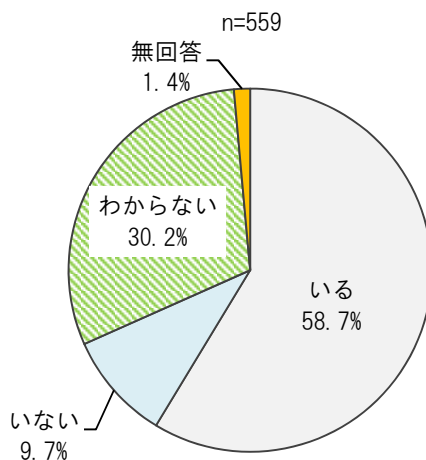
図 2-1 不満、悩み、苦労、ストレスの有無



問2 あなた自身が悩みを抱えたり、友達が困ったりしているのを見かけた時にSOSを出すことができる信頼のできる大人はいますか。（回答は1つ）

SOSを出すことができる信頼のできる大人の有無については、「いる」が58.7%で最も高く、次いで「わからない」が30.2%となっています。

図 2-2 信頼のできる大人の有無



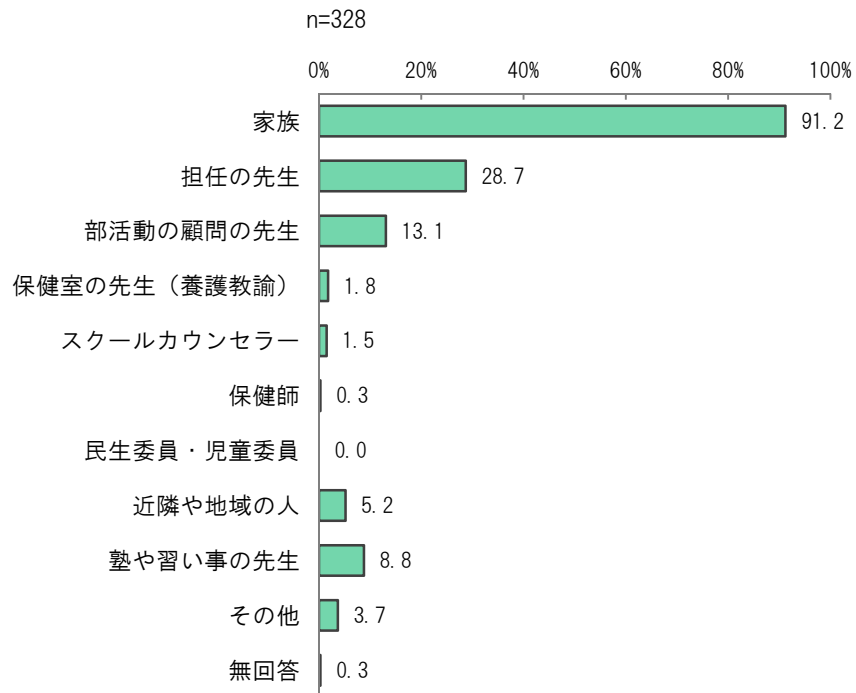


《問2で「いる」と回答された方にうかがいます》

問3 SOSを出すことができる大人はどのような人ですか。(回答はいくつでも)

SOSを出すことができる信頼のできる大人については、「家族」が91.2%で最も高く、次いで「担任の先生」が28.7%となっています。

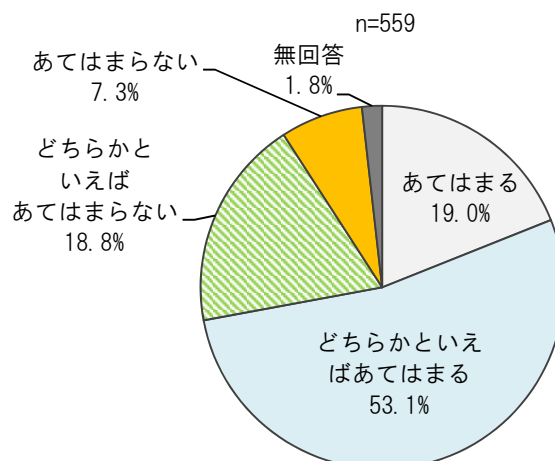
図 2-3 信頼のできる大人はどのような人か



問4 自分にはよいところがあると思いますか。(回答は1つ)

自分にはよいところがあると思うかについては、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」があわせて72.1%、「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」があわせて26.1%となっています。

図 2-4 よいところがあると思うか



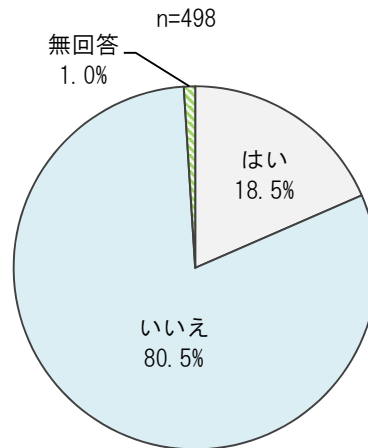
## 第2章 船橋市における自殺の現状

### (3) 幼児・小学生保護者調査（抜粋）

問1 あなたはこれまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがありますか。（回答は1つ）

自殺したいと考えたことがあるかについては、「はい」が18.5%、「いいえ」が80.5%となっています。

図3-1 自殺したいと考えたことがあるか

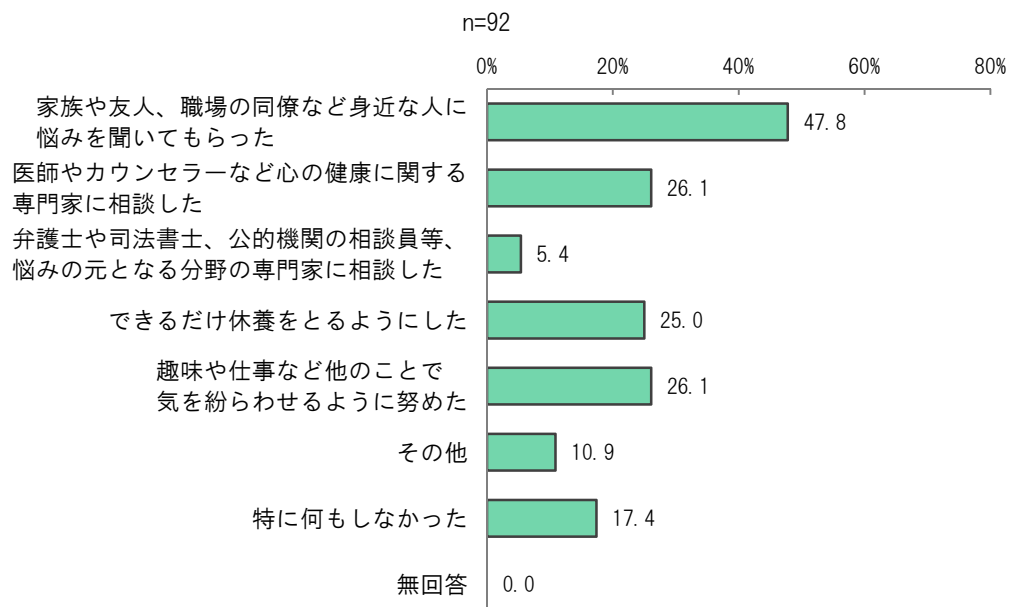


《問1で「はい」と回答された方にうかがいます》

問2 そのように考えたとき、どのように乗り越えましたか。（回答はいくつでも）

悩み事や心配事をどのように乗り越えたかについては、「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」が47.8%で最も高く、次いで「医師やカウンセラーなど心の健康に関する専門家に相談した」「趣味や仕事など他のことで気を紛らわせるように努めた」がそれぞれ26.1%となっています。

図3-2 悩み事や心配事をどのように乗り越えたか

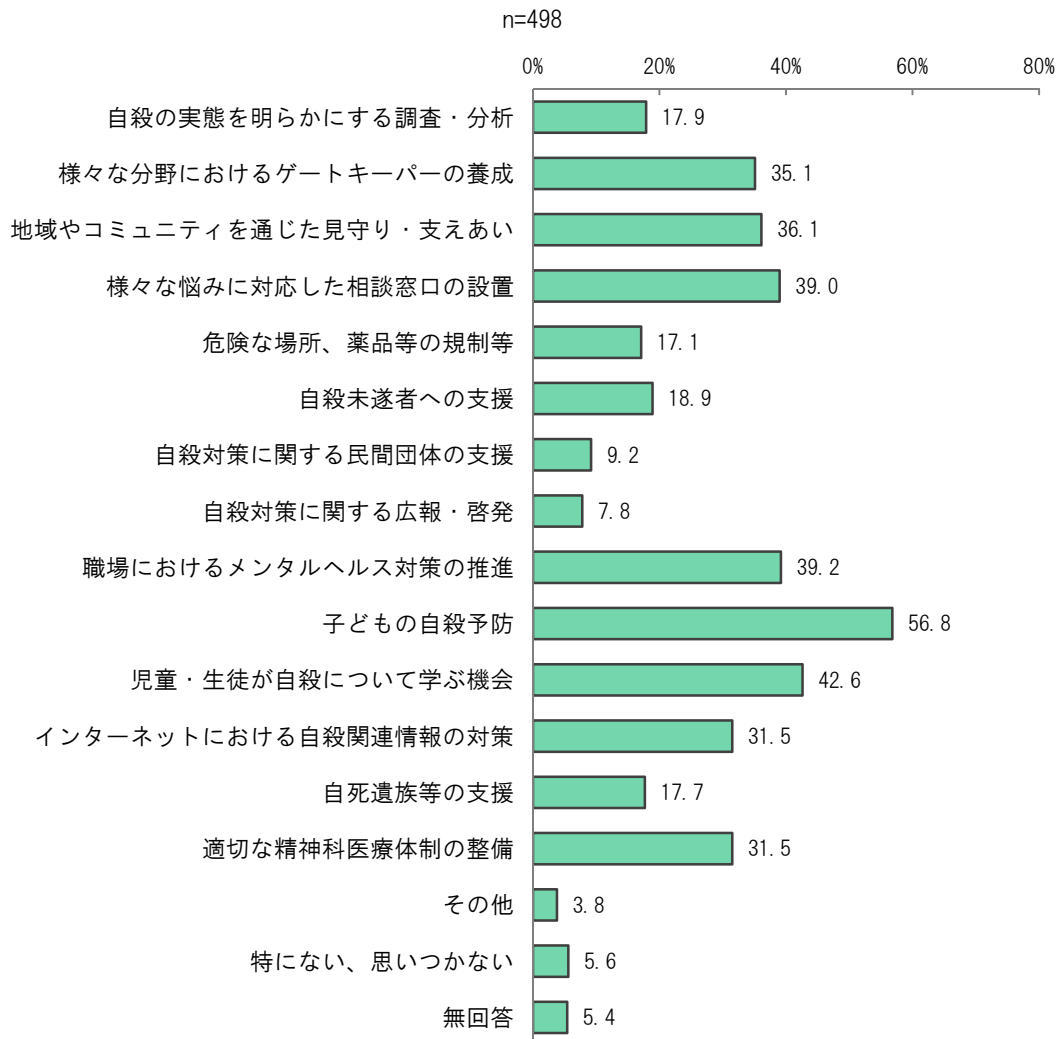


## 第2章 船橋市における自殺の現状

問3 今後求められるものとして、どのような自殺対策が必要になると思いますか。  
(回答はいくつでも)

必要な自殺対策については、「子どもの自殺予防」が56.8%で最も高く、次いで「児童・生徒が自殺について学ぶ機会」が42.6%となっています。

図3-3 必要な自殺対策



### 3 自殺の危機経路

#### (1) 地域自殺実態プロフィール

「自殺総合対策推進センター」が作成した「地域自殺実態プロフィール」では、船橋市の自殺者数の最も多い層を「女性 60 歳以上無職同居」とし、背景にある主な自殺の危機経路を「身体疾患→病苦→うつ状態→自殺（※示された経路が唯一のものではない）」と示しています。

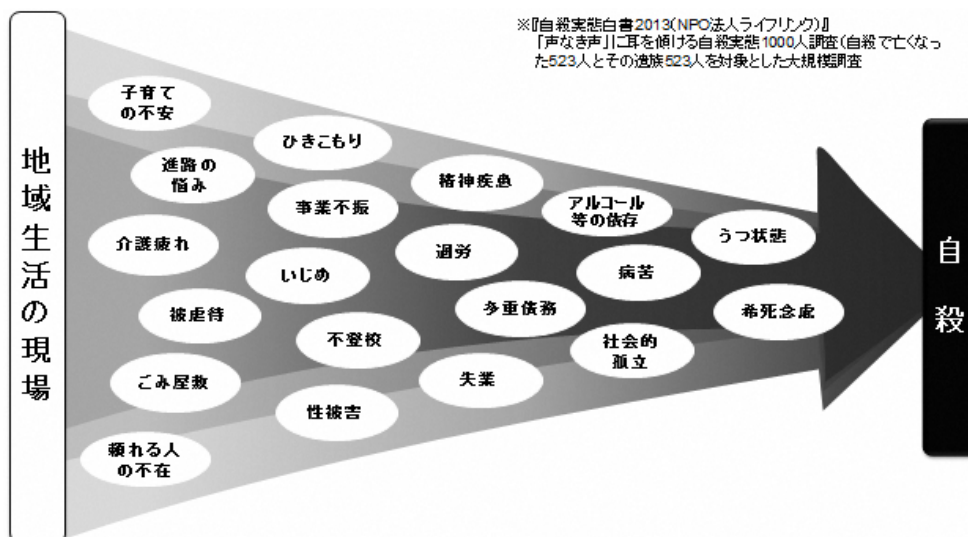
■ 船橋市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成 24（2012）～28（2016）年合算）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合 (%)	自殺率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位: 女性 60 歳以上無職同居	55	10.3	17.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位: 男性 60 歳以上無職同居	52	9.8	25.4	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
3 位: 男性 60 歳以上無職独居	36	6.8	96.9	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4 位: 男性 40～59 歳有職同居	36	6.8	10.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
5 位: 男性 40～59 歳無職独居	35	6.6	344.2	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

・船橋市の自殺者数は平成 24～28 年合計 533 人（男性 350 人、女性 183 人）（自殺統計（自殺日・住居地））  
 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした  
 \*自殺率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した  
 \*\*「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にした  
 資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

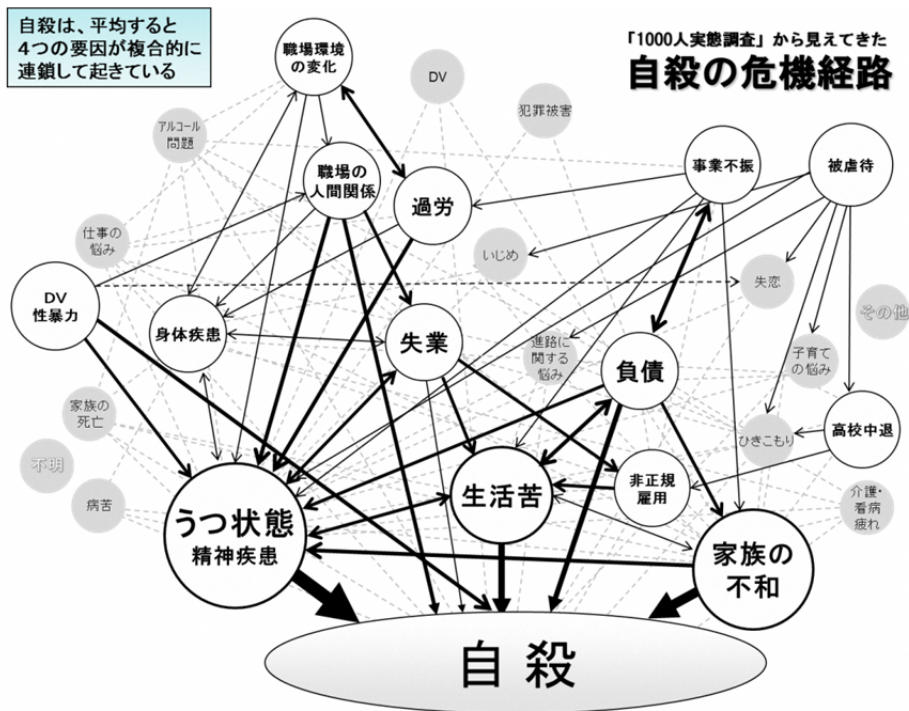
#### (2) 自殺の危機要因・危機経路

自殺の背景には様々な「危機要因」があり、自殺時に抱えていた「危機要因」は一つに留まらず、多岐にわたります。また、それぞれの要因が連鎖しながら「自殺の危機経路」を形成しています。それらの要因・経路に対しては既に様々な対策は行われていますが、それらの対策に対し有機的な連携を強化し総合的に取り組む必要があります。

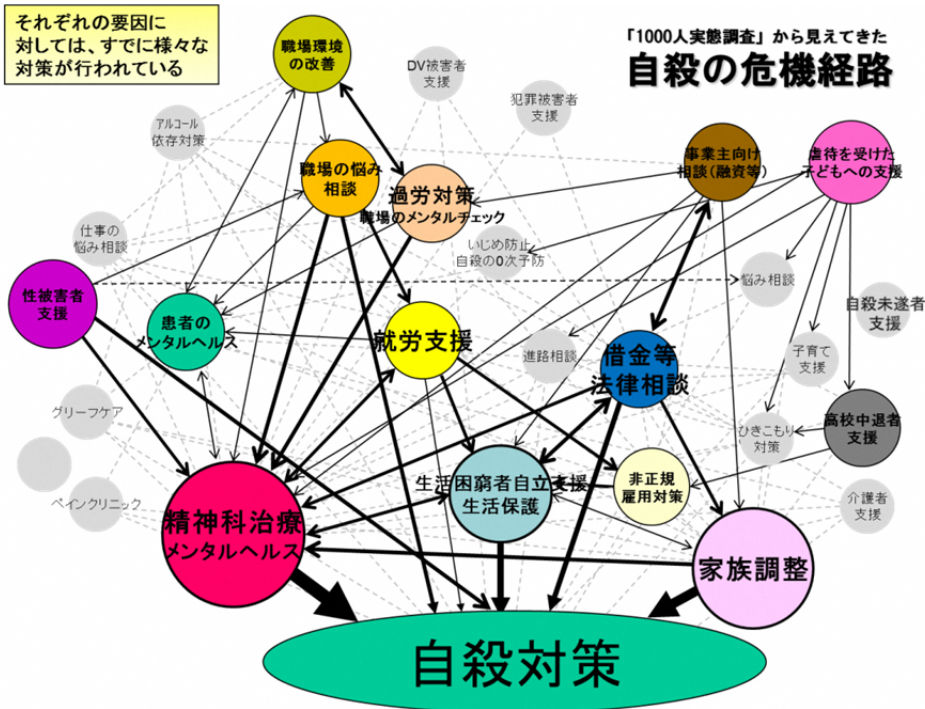


## 第2章 船橋市における自殺の現状

### 要因・経路



### 対策



出典：NPO 法人 ライフリンク

## 4 これまでの取組

### (1) 人材育成

#### ① 市役所窓口職員研修

市役所の窓口に来所された方の自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門機関へつなげられる力を身につけるため、市職員を対象に平成 21（2009）年度より研修を開催しています。

#### ② 関連団体向けゲートキーパー\*研修

自殺のサインに気づき、見守りを行い、専門相談機関による相談へつなぐ役割が期待される人材の養成を行うため、平成 23（2011）年度より関係団体を対象とした研修会を開催しています。

#### ③ 出前講座「あなたもゲートキーパー宣言！」

市職員や指定管理者等が講師として出向き、市の事業や施策などを説明する「まちづくり出前講座」のメニューとして、ゲートキーパーに係る講座を平成 25（2013）年度より設定し、地域の要請に応じて実施しています。

	①市役所窓口職員研修	②関係団体向けゲートキーパー研修	③出前講座「あなたもゲートキーパー宣言！」
平成 21 年度 (2009)	自殺の危険因子を抱える 市民と接する部署 (1 回)		
平成 22 年度 (2010)	(2 回)		
平成 23 年度 (2011)	(3 回) ※内 1 回は生活 支援課職員 (ケースカー)	船橋市民生児童委員協議会 (1 回) 一般社団法人船橋市医師会 (1 回)	
平成 24 年度 (2012)	(2 回)	千葉県理容生活衛生同業組合船橋 支部 (1 回)	
平成 25 年度 (2013)	(3 回)	一般社団法人船橋薬剤師会 (1 回)	(要請に応じて実施)
平成 26 年度 (2014)	(2 回)	船橋市民生児童委員協議会 (1 回)	
平成 27 年度 (2015)	(2 回)	船橋市民生児童委員協議会 (1 回)	
平成 28 年度 (2016)	(2 回)	船橋市民生児童委員協議会 (1 回) 京葉食品コンビナート協議会 (1 回)	
平成 29 年度 (2017)		船橋市民生児童委員協議会 (1 回) 船橋労働基準協会会員 (1 回)	

\* ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。




## (2) 若年層対策事業

### ① 小中学校の教職員向けゲートキーパー研修

若年層向けの自殺対策の一環として、児童生徒の心の悩みなどに対する対応力を向上させ、自殺予防を図るため、平成 28 (2016) 年度より教職員を対象に研修会を開催しています。

### ② 看護学生実習

若年者の自殺対策の一環として、保健所へ看護実習に来る学生を対象に、自殺対策について考える機会をつくっています。

	①小中学校の教職員向け ゲートキーパー研修	②看護学生実習
平成 28 年度 (2016)	市内小中学校等校長 (1 回)	順天堂大学 医療看護学部 (自殺対策をテーマとした健康教育の模擬)
平成 29 年度 (2017)	船橋市教職員 (生徒指導主事) (1 回)	

## (3) 自殺未遂者支援事業

### ① 自殺未遂者対策に関する実態調査

救急医療機関に搬送された後の自殺未遂者の背景や未遂者への対応を把握し、自殺対策として有効な施策を検討することを目的に、自傷行為により船橋市立医療センターに入院し精神科を受診した自殺未遂者の関連資料について、平成 24 (2012) 年度に分析を行いました。

### ② 自殺企図者の相談支援事業

自殺企図者の再度の企図につながらないように、自傷行為により三次救急である船橋市立医療センターに入院し精神科を受診した自殺企図者を対象に、同意を得た上で、関係機関と連携しながら訪問、面接等の支援を平成 25 (2013) 年 12 月よりモデル事業として実施し、平成 28 (2016) 年度からは本実施しています。

### ③ 医療従事者向け自殺未遂者対策研修等

平成 27 (2015) 年度に二次救急医療機関を対象に、平成 28 (2016) 年度に精神科病院を対象にアンケート調査を実施。平成 29 (2017) 年度はこれらのアンケート調査結果を得て、自殺企図者に接する機会が多い医療従事者を対象に、自殺企図者への対応についての講義や一般病院と精神科病院の情報交換を行う研修を実施しました。

## 第2章 船橋市における自殺の現状

### ④ 自殺対策専門職向けスキルアップ研修

自殺念慮者等と接する機会が多い市職員の専門職を対象に外部講師を招き、初期対応の仕方や本人や家族への支援方法を学ぶとともに、支援者自身のメンタルヘルスのセルフケアについても学びました。

	①自殺未遂者に関する実態調査	②自殺企図者の相談支援事業	③医療従事者向け自殺未遂者対策研修等	④自殺対策専門職向けスキルアップ研修
平成 24 年度 (2012)	実態調査実施			
平成 25 年度 (2013)		モデル事業として実施		
平成 26 年度 (2014)		↓		
平成 27 年度 (2015)			二次救急医療機関を対象にアンケート調査	保健師等専門職研修 (1回)
平成 28 年度 (2016)		本実施	精神科病院を対象にアンケート調査	↓ (1回)
平成 29 年度 (2017)		↓	研修 (1回) ・講演「精神科病院での自殺企図患者受け入れの限界—対応困難症例を通して—」 ・事例検討等	消防職員研修 (3回)



(4) 普及啓発事業

① こころの市民講演会

広く市民の方に自分自身や家族、身近な人たちのこころについて考えることで「いのち」と向き合い「生きることを支える」意味、こころの健康の大切さについて考える機会とするため、講演会を開催しました。

年度	内容	会場、参加者数
平成 23 年度 (2011)	「ひとにも自分にもやさしく生きるために」 精神科医 香山 リカ 氏	勤労市民センター 327 名
平成 24 年度 (2012)	「へこたれない～命のメッセージ～」 諏訪中央病院名誉院長 鎌田 實 氏	市民文化ホール 950 名
平成 25 年度 (2013)	1 回目：「最初で最後のオリンピックを目指して」 ロンドンオリンピック女子レスリング 48kg 級・ 金メダリスト 小原 日登美 氏 2 回目：「ストレスと上手につきあう方法 ～こころの健康と豊かな人間関係～」 こころ元気研究所長・産業カウンセラー 鎌田 敏 氏	勤労市民センター 180 名 きららホール 143 名
平成 26 年度 (2014)	「～笑う門には福来る～笑って健康」 落語家 三遊亭小遊三 氏	市民文化ホール 936 名

② 相談窓口リーフレットの配布、公用車ボディパネルの設置、声かけて支えあってつなぐ絆キャンペーン

自殺予防に関連のある分野の相談窓口を市民に広く周知するため、庁内外の相談窓口を掲載したリーフレットを平成 23 (2011) 年度に作成し、新聞折り込みによる全戸配布をしました。また、同デザインのボディパネルを市役所本庁舎の公用車全台に設置しました。リーフレットは数年毎に改訂版を作成し、成人式や健康まつり等で配布しています。

平成 24 (2012) 年度からは、自殺対策強化月間である3月に、市役所窓口等でリーフレットを配布する「声かけて 支えあって つなぐ絆」キャンペーンを実施しています。

## 第2章 船橋市における自殺の現状

### ③ 広報・ポスター等による啓発

自殺予防週間や自殺対策強化月間において、広報ふなばしやポスター等を活用して啓発するほか、一般社団法人日本産業カウンセラー協会等が行う船橋駅でのキャンペーン活動に参加協力しています。

また、自殺対策の普及啓発及び民間団体の活動支援を目的として、千葉いのちの電話の講演会を共催や後援とし、広報等に協力しています。

## (5) その他

### ① 自殺対策に関する実態調査

本市における自殺の関連要因の実態を把握し、自殺対策として有効な施策を検討する目的で、平成 23（2011）年度に実態調査を実施しました。人口動態調査、市消防局救急課、千葉県警察本部、市内精神科医療機関、市役所における自殺の関連要因資料等の分析をしました。

### ② 自殺対策連絡会議

自殺対策を総合的に推進するため、平成 22（2010）年度に自殺対策連絡会議を設置し、自殺の実態把握に関すること、関係団体の活動情報交換と相互連携に関すること、自殺防止の啓発、広報等に関すること、その他自殺対策の総合的な推進に関することについて審議を行っています。

構成員：学識経験者、保健医療関係者、自殺対策に関わる活動団体の代表、産業労働関係者、福祉関係者、警察関係者、鉄道事業者、市職員

### ③ 自殺対策庁内連絡会議

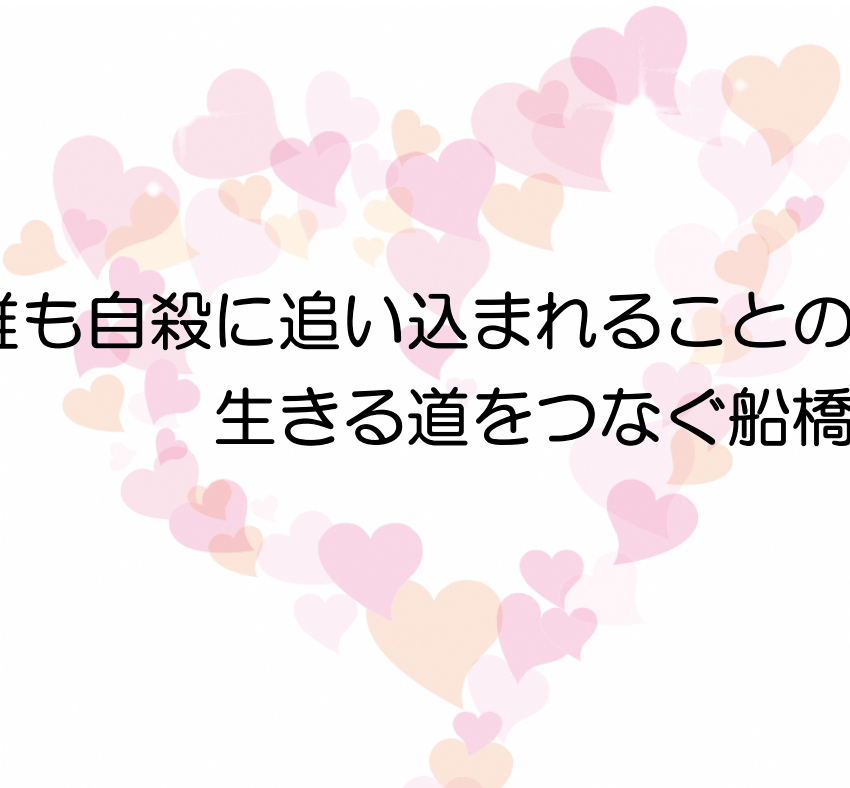
自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、平成 22（2010）年度に自殺対策庁内連絡会議を設置し、自殺予防に関することやその他必要な事項の調整に関することを行っています。

## 第3章 船橋市の自殺対策における取組





## 1 基本方針



# 「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」

平成 18（2006）年 10 月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちだった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。

自殺の多くは様々な要因が複合し追い込まれた末の死であることから、船橋市では点在する専門機関をつなぎ、連携して支援を行うことができる体制の構築を目指します。

また、自殺は精神保健上の問題だけでなく社会問題であることを踏まえ、市の地域資源を効果的に活用するなど、総合的に推進します。

さらに、市の関係機関や民間団体等との連携を図り、多方面から自殺対策に取り組みます。



## 2 施策の体系

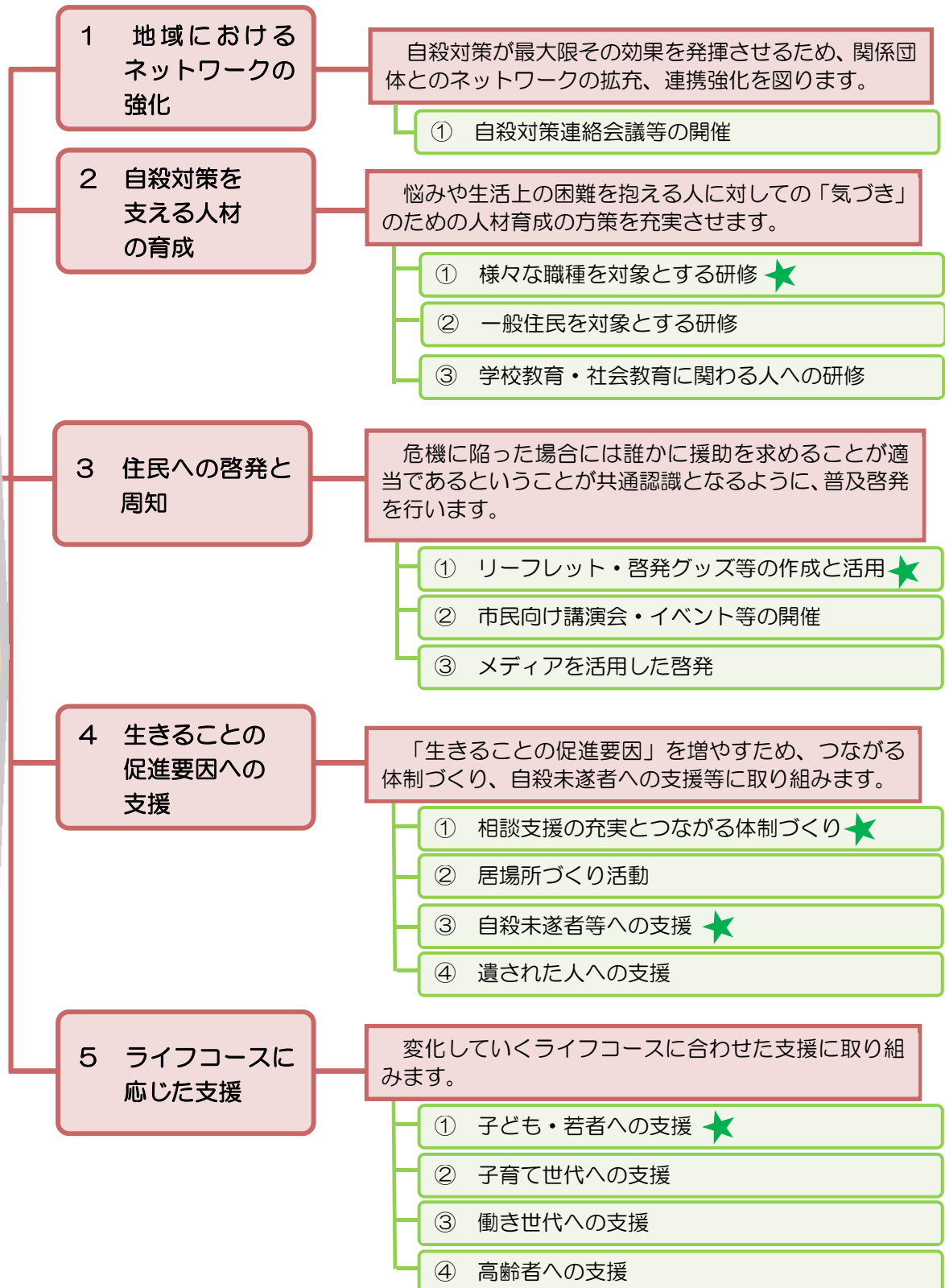
基本方針

基本施策

施策内容

★: 重点施策

誰も自殺に追い込まれることのない  
生きる道をつなぐ船橋市



## 3 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限その効果を発揮して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

船橋市では、県と連携を図るとともに、既に設置している関係団体による「船橋市自殺対策連絡会議」と関係課による「船橋市自殺対策庁内連絡会議」を中心に、市の実情に応じたネットワークを拡充し、連携強化を図ります。

### (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に「気づき」、さらには「見守り」「専門機関につなげられる」ことが重要です。保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係する人、地域住民のそれぞれの立場にあった、研修の機会を確保するなど、人材育成の方策を充実させます。

#### ① 様々な職種を対象とする研修（★重点施策）

様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている医療従事者や市民の相談役である民生委員などを対象にゲートキーパー研修を行い、見守り体制の強化を図ります。

また、相談等の各種窓口業務や、税金・保険料の徴収業務など市役所は市民の暮らしにおける様々な分野の「生きる支援」を行っている機関であることから、全職員がゲートキーパー研修を受講し自殺対策への理解を深め、市民の自殺のサインに「気づき・見守りを行い・専門機関へつなげられる」よう努めます。

#### ② 一般住民を対象とする研修

「あなたもゲートキーパー宣言」というテーマでまちづくり出前講座を開き、ゲートキーパーに対する関心を高めます。

#### ③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修

児童・生徒の自殺のサインに気づくためには、多くの時間を過ごす学校における見守りや相談体制を整えること、周囲の大人が気づく感度を高めることが重要となります。教職員に対するゲートキーパー研修を行い、学校現場の「気づき」の力を高めます。

## 第3章 船橋市の自殺対策における取組

### (3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいという現実があります。

そうした心情や背景への理解を求めたり、自身がこころの健康を保つため、必要時に誰かに助けを求めたり、知人等に伝えることができるようになるなどの目的で、様々な機会や方法により自殺対策や自殺に関連する情報を積極的に普及啓発します。

#### ① リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用（★重点施策）

相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えた際に適切な支援へとつなげることができません。様々な悩みに対応する「ひとりで悩まず相談を…」などのリーフレットの活用や啓発用パネルの作成・活用により、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動を強化します。また、イベントなどを活用し啓発機会の拡大を図ります。

#### ② 市民向け講演会・イベント等の開催

市民が参加する様々な講演会・イベント等は、自殺対策に関心をもっていただく機会となります。健康講座でストレス解消などの講座を開くほか、市の関連施設でも自殺対策に関連のある講演会・イベント等を開催します。

#### ③ メディアを活用した啓発

市のホームページ、広報紙を通じた啓発も自殺対策を進める上で重要です。ホームページや広報ふなばしなどで正しい情報や知識を普及します。

### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことです。基本施策においては、生きることの促進要因への支援という観点から、支援を必要とする人への相談支援の充実とつながる体制づくり、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等



#### ① 支援を必要とする人への相談支援の充実とつながる体制づくり（★重点施策）

自殺は、経済・生活問題、健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方など様々な要因とその人の性格傾向、家族状況、死生観などが複雑に関係しています。

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようになり、自殺を防止するために、様々な分野の施策や相談支援を充実させ、さらに、人々や組織が密接に連携を図りネットワークをつくります。

特に、ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、性的少数者、妊産婦、アルコールやギャンブル等の依存などは社会的リスクが高いため、より効果の高いつながるネットワークで支援します。

#### ② 居場所づくり活動

「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まります。船橋市では「生きることの促進要因」を増やすため、児童・生徒、子育て中の保護者、高齢者など、様々な方の居場所づくりに取り組みます。

#### ③ 自殺未遂者等への支援（★重点施策）

船橋市では、自殺者の2割以上に未遂歴があり、自殺対策において自殺未遂者の再企図防止は優先課題の1つです。そのため、救急医療機関における身体的・精神的治療のみならず、地域に戻った後の専門家によるケアや自殺企図者の抱える様々な社会的問題への支援などが必要であることから、救急医療機関をはじめ関係機関と連携し自殺企図者やその家族、知人等の支援を行います。また、これらの支援を強化するための救急医療機関や精神科病院との連携体制を構築します。

#### ④ 遺された人への支援

自殺対策では、遺された人に対するサポートも欠かせません。船橋市では各種相談先の情報や「わかち合いの会」などの遺族同士の交流に関する情報を提供するなど、自死遺族へのケアに努めます。

遺児においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが状況に応じて対応します。

### （5）ライフコースに応じた支援

個人が一生の間にたどる道筋のことをライフコースといいます。船橋市では「子ども・若者」、「子育て世代」、「働き世代」、「高齢者」と変化していくライフコースに合わせ、また、個人の多様なライフコースにも対応した、様々な施策に取り組みます。

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

#### ① 子ども・若者への支援（★重点施策）

子ども・若者対策は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。船橋市では児童生徒に対し「いのちを大切にできる教育」や「人権教育」、「いじめ対策」、「スクールカウンセラーを小中学校全校に配置し相談体制の強化を図る」など様々な取組を行っていますが、今後は、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）の実施に向けた体制づくりを推進します。また、子どもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与え自殺のリスク要因ともなり得る児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援や非就学やひきこもり等の若者の就労支援、生活支援等についても関連団体と連携しながら行います。

#### ② 子育て世代への支援

困難を抱えた子育て世代の支援を推進するため、相談所等の関係機関・支援団体等との連携や、居場所づくりなどの支援を推進します。

出産後間もない時期の産婦については、産後うつを予防する観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を推進します。

また、ひとり親家庭を支援する、「母子・父子自立支援員事業」、保育所整備促進等の子育ての環境整備等にも取り組みます。

#### ③ 働き世代への支援

近年の船橋市の年代別自殺者数では、30～40歳代の働き世代の男性が最も多い層となっています。職業別自殺者の割合としても「被雇用・勤め人」と「その他無職者」の割合はともに高く、「有職者」「無職者」それぞれに「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。

これらの取組として、行政や地域の業界団体が実施する「職場の悩み相談」「過労対策・ストレスチェック」「就労支援」「非正規雇用対策」等があります。職域、各事業所と連携し、長時間労働の是正、職場におけるメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策などの取組を推進します。

#### ④ 高齢者への支援

高齢者の自殺については、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の醸成を促進する施策の推進が求められます。

船橋市では既に各種の対策・事業が活発に実施されていることから、既存関連事業の活用や連携、また、地域における行政サービス、民間事業者のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

## 4 生きる支援関連施策

(事業名・内容等は平成30(2018)年度時点)

### (1) 地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	生きる支援実施内容	関係課等
1	船橋市自殺対策連絡会議	自殺対策を総合的かつ円滑に推進するために学識経験者・保健医療・自殺対策に関わる団体・産業労働・福祉・警察・鉄道・市役所で自殺の実態把握や情報交換等を行います。本計画の進捗管理及び評価を行います。	健康政策課
2	船橋市自殺対策庁内連絡会議及び作業部会	自殺対策を総合的かつ円滑に推進するために市役所の関係各課で構成した委員で自殺対策の計画や推進体制について検討を行います。	健康政策課

### (2) 自殺対策を支える人材の育成

No.	事業名	生きる支援実施内容	関係課等
3	ゲートキーパー研修	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人＝「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。	地域保健課
4	まちづくり出前講座	「あなたもゲートキーパー宣言」というテーマで講座を開催します。	地域保健課

### (3) 住民への啓発と周知

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
5	広報等による情報発信	広報ふなばしやホームページなどで情報を発信します。	自殺に関連する正しい情報や知識を普及することにより自殺対策を推進します。	広報課
6	性的少数者の理解のための講座の開催	性的少数者の理解のための講座を開催します。	市民に向けて多様な性に関する正しい知識の普及啓発を行います。	男女共同参画センター
7	リーフレットによる啓発	様々な悩み等に対応する「ひとりで悩まず相談を…」等を作成し、市内各機関にて配架を行います。	様々な機会でのリーフレットの配架による相談機関の周知・普及により自殺対策を推進します。	健康政策課
8	自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施	国の自殺予防週間及び対策強化月間に啓発活動を行います。	ポスターやリーフレットの配架や関係団体とともに駅前街頭などで啓発活動を実施します。	健康政策課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
9	ふなばし健康まつり	健やかプランを推進するために市民が主体となって健康にまつわる展示や催しを行います。	健康意識を高める機会を利用して自殺関連の展示ブースやリーフレット配架で啓発を行います。参加団体の医師会、看護協会、産業カウンセラー協会などが、相談会を行います。	健康政策課
10	ふなばし健康ポイント	健康に関心のある人だけでなく無関心な人もポイントを貯めながら健康づくりに取り組める事業です。	生きがいや仲間づくりが行えるよう支援します。また、対象プログラムに心の健康を保つための講座などを入れることによりこころの健康の推進を図ります。	健康政策課
11	救急医療シンポジウム	救急医療への意識の高揚や心肺蘇生法の普及等を目的としたイベントを行います。	命の大切さを学ぶ機会となるイベント開催時に自殺関連の展示やリーフレットを配架するなどの啓発を行います。	健康政策課
12	健康講座	不眠症やストレス解消などの健康講座を開催します。	うつ病の症状で悩む人やストレスで不安になっている人などのメンタルヘルスの向上を図ります。	地域保健課
13	人権啓発活動事業	県より受託した人権啓発イベントを、関係団体等と実施します。(隔年)	人権について啓発を図ることで日頃関心の薄かった人も人権について認識し、無意識に人権侵害をしてしまうことを防ぎます。	地域福祉課
14	視聴覚機材・教材貸出事業	視聴覚教育の振興を目的とし視聴覚機材・教材の貸出を行います。	人権啓発の教材として自殺予防に関する教材の貸出を行います。	視聴覚センター
15	図書館資料による情報提供	様々な分野の図書館資料を所蔵しています。	生きがいづくり、生涯の学び、生活上の悩み、心身の健康、医療などの図書館資料により、様々な情報や知識の普及、心の健康づくりなどを支援します。	西図書館

(4) 生きることの促進要因への支援

① 相談支援の充実とつながる体制づくり

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
16	市民(生活・法律)相談	市民への面談による相談に応じます。	離婚、相続、金銭貸借、交通事故、近隣トラブルなど様々な問題を抱えている市民に対し、弁護士や行政機関の経験者を相談員として委嘱して適切なアドバイスを行っています。潜在的な悩みを抱える市民に対して、電話や窓口で他の相談窓口を案内するとともに、自殺対策関連部署のチラシ等を設置して対応しています。	市民の声を聞く課
17	外国人相談窓口	国際交流協会ボランティアによる外国人相談窓口を開設し本庁舎にきた外国人住民の通訳や電話による相談対応をします。	単なる窓口での通訳だけでなく、日本で生活する上で不安に感じていることなど日常のちょっとした悩みを聞き、場合によっては専門の機関を紹介します。	国際交流課
18	徴収の緩和制度としての納税及び市の債権の納付相談	住民からの納税及び市の債権の納付に関する相談を受け付けます。	病気や失業等のやむをえない理由で、期日までに納付困難な住民に対し、生活状況の聞き取りを行い、緩和措置（徴収の猶予、換価の猶予、執行停止）若しくは債権放棄、その他債権の減免制度の該当になる場合には適用を行うなど、多重債務に陥っていると判断される滞納者に対し、消費生活センターを案内するほか、状況に応じて「さーくる」や生活支援課への相談を促し生活再建につなげることで、生活不安の解消を目指します。	債権管理課
19	女性のための生き方相談 男性のための生き方相談	女性、男性それぞれが抱える諸問題について、相談者が自らの力で解決していけるように男女共同参画の視点を持ったカウンセラーが適切な相談支援をしています。	生きる上での困難について、特定のテーマを設けず、相談を行います。	男女共同参画センター
20	健康医療相談事業	市民が急な病気や怪我で不安になった時に看護師等の専門職が電話相談に応じ医療機関等を案内します。	急病による不安を取り除くための支援に加え、精神保健の相談にも応じます。	健康政策課
21	在宅医療支援拠点 ふなぼーと	在宅医療を希望する市民や専門職の相談支援を行います。	必要な機関への紹介や医療・介護のチーム連携に関わる支援を行います。	地域包括ケア推進課



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
22	緊急通報装置貸与事業	安否確認を必要とする高齢者に対して急病など万一の場合に連絡ができる通報装置を貸与します。緊急時以外でも看護師に身体状況の相談をすることができる相談ボタンが付属しています。	通報システムの設置を通じて、緊急時の連絡手段を確保し、状況把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をすることで、支援への接点として活用します。	高齢者福祉課
23	声の電話訪問事業	安否の確認を必要としているひとり暮らしの高齢者に対して孤独感の解消と近況確認のため相談員が定期的に電話訪問を行います。	ひとり暮らし高齢者に定期的に電話で訪問を行うことによって、孤独感の解消につなげます。	高齢者福祉課
24	高齢者総合相談事業	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが介護や福祉、医療、健康、認知症など様々な相談に応じ、適切なサービスや必要な制度への橋渡しを行います。	市民に対して地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談窓口としての機能の周知を図るとともに、市民の状況を把握しやすい立場にある、地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会、町会・自治会等との連携を図り、支援が必要な高齢者の情報を把握しやすい体制を確保します。	包括支援課
25	地域ケア会議	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが事務局となり、支援が必要な高齢者の個別支援方策や地域全体の支援体制の検討を行います。	個別ケア会議を通じて、支援が必要な高齢者の有効な支援策を検討し、個別課題の解決を図ります。 全体会議を通じて、地域における関係機関・団体間のネットワークの構築を図るとともに、地域づくりの推進を図ります。	包括支援課
26	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	認知症サポーターの養成により、認知症の方を温かく見守り、適切な援助ができる地域づくりを推進します。	包括支援課
27	難病相談事業 難病医療費助成事業	難病患者・家族への相談支援や難病訪問相談員の派遣、医療費助成、患者・家族のつどい、講演会、個別相談会を開催します。	複合した問題を抱え、困難な状況に置かれている市民に接するため、様々な支援につなげられる体制（包括的支援体制）を作ります。	保健総務課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
28	小児慢性特定疾病医療費助成及び相談事業	小児慢性特定疾病児童・家族への相談支援や医療費助成、家族のつどい、講演会を開催します。	複合した問題を抱え、困難な状況に置かれている市民に接するため、様々な支援につなげられる体制（包括的支援体制）を作ります。	保健総務課
29	エイズ・性感染症対策事業	エイズや性感染症の検査・相談を実施します。	検査や相談に至る背景に、性に関する問題を抱えている可能性が高いため、生きることの包括的支援の情報を届けます。	保健総務課
30	精神保健福祉相談	本人、家族等からの精神保健福祉に関する相談に対し、電話・面接・訪問による相談支援を実施しています。	本人、家族等からの精神保健福祉に関する相談に対し、精神科医師、精神保健福祉士や保健師が助言や必要に応じて医療や福祉の関係機関、家族会等の自助グループと連携しながら支援を行っています。	保健総務課
31	普及啓発事業	精神疾患の理解を深め、精神障害者や精神保健福祉に関する正しい知識を得てもらうため、啓発講演会を実施しています。	講演会や広報等を通じて、うつ病等の精神疾患やアルコールの問題等自殺リスクに関する知識の普及啓発を行っています。	保健総務課
32	家族支援事業（アルコール）	アルコールの問題を抱える家族を対象に、アルコール関連自助グループと連携して学習会を実施します。	アルコールと自殺の関係は慢性的な飲酒による自殺リスクの上昇、自殺直前の飲酒など多岐に及びます。学習会を通し、アルコール関連自助グループと連携して、アルコールに関する正しい知識の普及や家族同士の交流等を図ります。	保健総務課
33	育児相談	強い育児不安がある母親等の保護者に対し、精神科医、心理相談員による専門的な判断に基づく助言指導を行うことで育児不安の軽減を図り、必要な受診勧奨等を行います。	自殺リスクに関連する要因について相談・指導に応じ必要時に関係機関につなげます。	地域保健課
34	新生児・産婦訪問	保健指導が必要な産婦や新生児に訪問指導を行い、新生児の健全な発育を促し安心して子育てができるよう保護者に適切な育児支援を行います。	自殺リスクに関連する要因について相談・指導に応じ必要時に関係機関につなげます。	地域保健課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
35	宿泊型産後ケア	産後、家族等から援助を受けられず、特に育児支援を必要とする産婦及び乳児に対し、医療機関の空きベッドを活用して休養の機会を提供し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行います。	心身の安定及び育児不安の解消を図り、必要時に関係機関につなげます。	地域保健課
36	健康相談	心身の健康に関する相談に応じ、健康管理上の助言や必要時医療を促す等、相談支援を行います。	ストレスの要因となる心身の健康に関する相談支援を保健センター等で行います。	地域保健課
37	データヘルス計画に基づく保健事業	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、健康管理の一環として、節酒を含めた生活習慣の把握を行い、保健指導を行います。	保健指導対象者の飲酒状況を把握し、行動変容に向けた対象者支援を行います。飲酒の依存症が強く生活改善が見込めない等、より一層の専門性が必要な場合には、関係機関と連携を図り、協働で支援を実施していきます。	健康づくり課

あなたの“こころ”を 聴かせてください



1人で悩まず、話してみると、  
何かが変わるかもしれません

あなたが笑顔になるための1歩を  
一緒に歩みましょう



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
38	避難行動要支援者支援事業	災害時の避難行動に支援が必要となると想定される方の名簿を作成し、避難支援等協力者に情報提供します。	要支援者に対し、災害時に備えた日頃からの見守りを行うことで、自宅から外出する機会や、外部との関わりが少ない方と地域をつなぎ、自殺につながる可能性がある孤独感を軽減します。	地域福祉課
39	生活支援体制づくり事業	生活支援コーディネーターを市内24か所に配置し、高齢者の生活支援事業の立ち上げ支援や担い手となるボランティアの発掘、育成を行います。(船橋市社会福祉協議会へ委託)	コーディネーターは各地区に精通し、様々な関係団体などと連携を図ることで、自殺リスクが高い方々の相談にも対応し、必要な支援を行える機関へつなぎます。	地域福祉課
40	総合相談窓口事業(自立相談支援事業含む)	対象を限定せず福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行うとともに、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため包括的・継続的な相談支援、就労支援を一体的に実施します。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、事業に関わる相談員がゲートキーパー研修を積極的に受けることで、問題を抱えている相談者がいた場合に適切な機関へつなぎます。	地域福祉課
41	家計相談支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者に対して家計表等を作成することにより、専門的な助言・指導を行うことで、相談者自身の家計管理能力を高め早期に生活が再生されることを支援します。	家計に問題を抱える生活困窮者の中には、生活の問題やその他複合的な問題も抱えている方もいます。必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させ、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にします。	地域福祉課
42	就労準備支援事業	すぐに就労することができない生活困窮者に対してグループワークやボランティア体験等を通じ就労のための基礎能力の形成を支援します。	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題を抱えている方もいます。 必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させ、有効な自殺対策(生きることの包括的支援)にします。	地域福祉課
43	民生委員・児童委員による相談支援	担当する区域において、支援が必要な人の悩みごとや心配ごとの相談に応じ、市や関係機関との橋渡しを行います。	民生委員・児童委員がゲートキーパー研修を受講し、幅広い相談を受ける中でより自殺のサインに気づき、専門相談機関につなげます。	地域福祉課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
44	中国残留邦人等支援事業	支援相談員、自立支援通訳の派遣及び中国残留邦人等が学習支援プログラムに参加する際の補助を行います。	通訳業務を通じ、言語や文化の違いにより生じるストレスや負担を軽減できます。また、学習支援プログラムへの参加を支援することにより、他者との交流機会を提供します。	地域福祉課
45	住居確保給付事業	離職又は自営業の廃止により経済困窮し住居を喪失又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	離職又は自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した（するおそれがある）ことにより、自殺リスクが高まる場合があります。 必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）につなげます。	地域福祉課
46	ホームレス総合相談推進事業	ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対して福祉サービス・就業・住まい・保健等に関する相談・指導等を行うことで自立に向けて支援します。	離職等により経済的に困窮し、住居喪失したこと等により、ホームレス又はホームレスとなるおそれがある場合、自殺リスクが高まる場合があります。 必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）につなげます。	地域福祉課
47	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付	災害により家族を亡くしたり、障害を受けた方へ災害弔慰金・災害障害見舞金を支給します。住宅等に被害を受けた方に災害援護資金を貸付します。	被災したことで経済的に不安定になり、自殺のリスクが高まる場合があります。災害弔慰金・災害障害見舞金の支給や災害援護資金を貸付けることで、一時的に生活を安定させます。	地域福祉課
48	福祉団体による相談	船橋市視覚障害者協会、聴覚障害者協会、日本オストミー協会、障害者自立生活センターによる日常生活、障害についての相談を受け付けます。	障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となることで、自殺リスクの軽減に寄与します。	障害福祉課
49	緊急通報装置貸与事業	在宅ひとり暮らしの重度身体障害者の生活の安全確保と不安解消の為、通報システムを貸与します。	通報システムの設置を通じて、同居の重度身体障害者の連絡手段を確保し、状況把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をすることで、支援への接点として活用します。	障害福祉課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
50	障害児等療育支援事業	在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が地域で自立した生活を送れるようにライフステージに応じた適切な支援を確保します。	地域生活における療育、相談体制の充実を図るとともに各種福祉サービスの利用援助や調整等を行います。	障害福祉課
51	障害者差別解消支援	障害を理由とする差別解消を推進します。	相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し、周知啓発を行います。	障害福祉課
52	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置や広報等啓発活動を行います。	養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のため、相談、指導及び助言を行います。また、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他啓発活動を行います。	障害福祉課
53	障害者（児）総合相談支援事業	障害者等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等について必要な支援を行います。	複合した問題を抱え、困難な状況に置かれている障害のある市民からの幅広い相談を受け、支援するほか、専門機関への橋渡しを行います。	障害福祉課
54	心身障害者相談員事業	身体障害・知的障害のある方の相談に応じ助言を行うとともに障害者地域活動の推進、関係機関の業務協力を行います。	身近な相談窓口として、相談に対し必要な助言を行うとともに、相談内容に応じた専門機関の紹介を行います。	障害福祉課
55	手話通訳者等設置・派遣事業	聴覚障害者や家族からの相談に応じるなど、手続きのサポートを行います。（福祉サービス公社へ委託）	聴覚障害という困難な状況に置かれている方の相談に応じ、様々な支援につなげられる体制を作ります。	障害福祉課
56	視覚障害者自立生活支援事業	視覚に障害がある方に対して相談・訓練を行います。（千葉県視覚障害者福祉協会へ委託）	視覚障害という困難な状況に置かれている方の相談に応じ、様々な支援につなげられる体制を作ります。	障害福祉課
57	生活保護施行・各種扶助	担当ケースワーカーが被保護者からの相談支援に応じます。	複合した問題を抱え、困難な状況に置かれている被保護者に応じて助言したり、専門機関等につなげます。	生活支援課
58	助産の実施及び母子保護	妊産婦又は配偶者のない女子に対し、それぞれ助産施設、母子生活支援施設への入所手続きを行います。	出産や育児による身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らします。	児童家庭課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
59	ホームヘルパー派遣	疾病等の理由により一時的に日常生活を営むのに支障がある母子(父子)家庭又は寡婦に対しホームヘルパーを派遣します。	子育てによる身体的・精神的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らします。	児童家庭課
60	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、離婚、死別直後の様々な悩みごとの相談に応じ、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行います。	子育てによる精神的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やします。	児童家庭課
61	養育費等支援事業	養育費取得のための取り決めや離婚等により発生する法律問題を無料で弁護士に相談するための支援を行います。	養育費不払いや離婚に伴う問題に対応することにより、ひとり親家庭が経済的困窮に陥ることを防ぎます。	児童家庭課
62	児童の養育等に関する相談	家庭における児童の養育等に関する相談に応じます。	子育てに関する様々な悩みを抱えている市民からの相談や、児童虐待に関する通告・相談に応じ、必要に応じて他機関と連携し支援します。 児童虐待の早期発見・早期対応へとつながるよう、通告・相談先の周知を行います。	家庭福祉課 (家庭児童相談室)
63	子育て短期支援事業	保護者が疾病等の理由で一時的に養育が困難になった時、児童を預けることができます。	急病などによる不安や育児疲れなどによる心身の苦痛を軽減します。	地域子育て支援課
64	子育て支援コーディネーターの配置	市役所(保育士)、各子育て支援センターに専門職員(保育士・看護師・栄養士・心理発達相談員)を配置し、子育てに関するアドバイスや情報提供などの相談業務を行います。	子育ての不安や悩みなどの相談に応じ、心身の苦痛を軽減します。	地域子育て支援課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
65	子育てに関する相談	養育・しつけ等子育て全般についての悩みや、誰かに話を聞いてもらいたいとき等、市役所や子育て支援センターに配置する子育て支援コーディネーターが来所・電話・メール・訪問（自宅等）などの相談によりサポートを行います。	「子育てに関する相談は何でもお気軽に」、地域の身近な子育て相談窓口として、子育て世帯や乳幼児をもつ保護者等から幅広い相談内容に対応しています。子どもの成長発達、遊ばせ方、授乳・食事、家族や子どもを取り巻く人間関係の悩みなど、子育て生活での悩みや不安について、相談者に寄り添いながら話しを聴き助言するとともに、必要に応じて専門機関の窓口へ支援をつなぎます。	地域子育て支援課
66	ファミリー・サポート・センター	保育所などへの送迎やその前後の子どもの預かりなどの子育て支援を行います。	子育てを離れて、育児疲れの解消や自分の時間を持ちたい時などにも利用できます。	地域子育て支援課
67	児童ホーム	0～17歳まで、誰でも自由に遊べる、児童のための遊び場です。また、地域子育て支援拠点として、乳幼児を持つ親の子育ての不安感等を緩和し、児童の健やかな育ちを支援します。	児童や乳幼児を持つ親の安心・安全な居場所づくりに取り組むことにより、不安や孤独感を緩和し、他者とのつながりをつくります。	地域子育て支援課
68	発達が気になるお子さんの子育て講座	発達が気になるお子さんを持つ保護者のための講座です。	お子さんとの関わり方をお伝えし、子育ての不安や悩みを軽減します。	療育支援課
69	心理士等による相談支援事業	発達障害児や発達が気になるお子さんを持つ保護者の相談に応じ、必要な助言等を行います。	発達障害児や発達が気になるお子さんを持つ親の子育てや療育の方法等に対して、こども発達相談センターの心理士等専門職が相談・助言・指導の支援をするほか、専門機関等へつなげます。	療育支援課
70	簡易マザーズホーム	肢体不自由児の療育を通じて、通所する児童の保護者の相談に応じ、必要な支援を行っています。	肢体不自由児を持つ保護者に対して、施設の専門職が相談に応じ、助言・指導をするほか、専門機関等へつなげます。	療育支援課
71	親子教室	発達障害児や発達が気になるお子さんの療育を通じて、通所する児童の保護者の相談に応じ、必要な支援を行っています。	発達障害児や発達が気になるお子さんを持つ保護者に対して、施設の専門職が相談に応じ、助言・指導をするほか、専門機関等へつなげます。	療育支援課
72	女性相談	DVなど女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じ、必要な支援を行います。	DV、離婚、家庭関係等の女性からの様々な相談に婦人相談員がお受けし、アドバイスを行うとともに、必要に応じた支援を行います。	家庭福祉課



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
73	保育の実施	日頃から児童の状況を把握し、送迎時などで保護者と関わる際に相談に応じます。状況に応じて家庭児童相談室へ連携します。	子育てによる身体的・精神的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らします。	公立保育園 管理課 保育認定課
74	ふれあい収集	ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害者の自宅を訪問し、ごみを収集します。	ごみ出しが困難な方は、外出することが困難なことも多いことから、声かけを希望する方には毎週声かけをすることで、社会とのつながりを保ち、孤独感の軽減を図ります。 なお、普段と異なる様子に気づいた場合には、必要に応じて関係機関へつなげます。	資源循環課
75	中小企業経営相談	中小企業の円滑な企業経営及び創業・起業する中小企業者に対する支援のために、専門知識を習得している中小企業診断士による相談を行います。	経営上の様々な課題に関して各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげます。	商工振興課
76	中小企業融資制度	中小企業の経営基盤の確立と近代化のために資金を低利で貸し出します。	融資の機会を通じて企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。	商工振興課
77	若年無業者支援事業	厚労省が開設する「ふなばし地域若者サポートステーション」と協働し、働くことへ様々な悩みを抱える若年無業者へ職業的自立支援を行います。	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）です。また、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えます。	商工振興課
78	消費生活対策	消費生活上の困難を抱える人への相談・情報提供、消費者教育・啓発、団体活動支援を行います。	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループといえます。相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援につなげます。	消費生活センター
79	多重債務相談	多重債務の早期解決に向けた助言・あっせんを行います。	多重債務問題は、消費者にとって自殺リスクの高い問題であると考えられます。弁護士との相談などにより、問題解決へとつなげます。	消費生活センター

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
80	ホームレス対応	ホームレスが船橋市道上をゴミ等で不法占用することを防止するため、定期的なパトロールとごみ撤去を実施します。	ゴミ等の不法占用物の所有者がホームレスと見受けられる状況であった場合、ホームレス総合相談推進事業を行っている地域福祉課に連絡し情報共有を行います。	道路管理課
81	スクールカウンセラーの配置	心の問題の専門家であるスクールカウンセラーを、市内全市立小中高等学校に配置し教育相談体制の充実を図ります。	児童・生徒の悩みや不安を受け止め、専門知識やカウンセリング技法を生かしながら、子どもたちが抱える問題を解決させるための助言や周囲の働きかけを行います。	指導課
82	保健管理の充実	児童生徒・教職員が心身ともに良好な状態を目指し、自らの健康を保持増進できるよう支援します。	児童生徒の健康管理の関わりから変化に対し早期「気づき」に努めます。	保健体育課
83	教育相談	児童・生徒及び保護者教職員より教育全般に関する相談を受けます。	児童生徒について困難や悩みを持つ市民に接するため、必要に応じて関係機関へと支援をつなげます。	総合教育センター
84	スクールソーシャルワーカー配置事業	各学校からの要請を受け、児童生徒の問題解決に向け福祉的知識を持って生活環境に働きかける等の支援を行います。	児童生徒について困難や悩みを持つ市民に接するため、必要に応じて関係機関へと支援をつなげます。	総合教育センター
85	家庭教育相談	幼児から高校生までのしつけや遊びなど、家庭教育上の悩みや問題等を持つ保護者を対象に、家庭教育指導員等が相談を実施します。	自殺リスクに関連する要因について相談に応じ、必要時に関係機関につなげます。	社会教育課
86	青少年相談員	青少年の良き理解者・良き相談相手として地域の青少年健全育成の担い手として活動します。	青少年キャンプやつどい大会、各公民館とのイベント等を通して、青少年健全育成活動を推進します。	青少年課
87	相談活動	19歳以下の本人、保護者、学校を対象に、青少年相談活動を来所・電話・メール・訪問等の方法で実施します。また、小学校訪問を定期的実施します。	不登校やいじめ等に関する相談に船橋警察・船橋東警察・京葉地区少年センター・市川児童相談所・船橋市家庭児童相談室等と連携して実施します。	青少年センター
88	補導委員による補導活動	青少年非行の早期発見、未然防止を目的に活動し、青少年の健全育成を目指します。	街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が「SOS」である場合が少なくありません。青少年のSOSの早期発見に努めます。	青少年センター

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
89	がんに関する相談支援	がんに関する様々な悩みや不安、疑問をもつ患者さんや家族、関係者の相談を受けます。	がんに関する相談窓口として、相談に対応し、必要に応じて多職種につなげ、安心して療養できるよう支援します。	市立医療センター（がん相談支援センター）
90	入院患者の心身のケア	精神科・がん・認知症の3つの心のケアを行うチームを円滑に働かせるためのセンターです。	心身両面のケアにより病気やけがによるこころの衝撃や、こころの辛さを軽減します。	市立医療センター（リエゾンセンター）

#### ② 居場所づくり活動

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
91	ひとり暮らし高齢者いきいき健康教室	ひとり暮らしの高齢者等の閉じこもり防止を目的として老人憩の家や公衆浴場等を活用し、健康教室を実施します。	健康教室への参加を通じ、地域交流、健康維持を図ることで生きがいづくりにつなげます。	高齢者福祉課
92	認知症カフェ	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが集える場所である認知症カフェの開設支援を行います。	認知症の本人や介護者が悩みを共有するほか、情報交換や相談をすることで、不安の解消やストレスの軽減を図ります。	包括支援課
93	認知症（若年性認知症）家族交流会事業	認知症（若年性認知症）の人の家族のつどいの場を提供し交流を図るとともに、認知症サポート医や家族の会が相談・助言を行います。	認知症の本人や介護者が悩みを共有するほか、情報交換や相談をすることで、不安の解消やストレスの軽減を図ります。	包括支援課
94	地域介護予防活動支援事業	介護予防につながる体操教室などを実施し、住民の通いの場を提供している地区社会福祉協議会に対し活動拠点借上料等の一部を補助します。	様々な方が通う集いの場となっているため、参加してもらうことで、孤独感を軽減し、他者とのつながりを作ります。	地域福祉課
95	地域福祉活動助成金	ボランティア団体やNPO等の市民活動団体が行う地域福祉増進を目的とする事業に助成金を交付します。	地域福祉活動の中にはサロンや健康体操等の活動もあり、参加してもらうことで、居場所や生きがいを得られる場を作ります。	地域福祉課



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
96	社会福祉協議会活動促進事業補助金	ミニデイサービス、ふれあい・いきいきサロン事業、子育てサロン事業など地区社会福祉協議会が主催する事業に対し補助金を交付します。	ミニデイサービス事業、ふれあい・いきいきサロン事業、子育てサロン事業等、事業に参加していただくことで、孤独感が軽減でき、他者とのつながりを作ります。	地域福祉課
97	放課後子供教室事業	小学校の放課後や長期休業中に、市立小学校の施設等を活用して、児童が自主的に活動を行う安全・安心な居場所を提供します。	児童の安心・安全な居場所づくりに取り組むことにより、孤独感を緩和し他者とのつながりを作ります。	教育総務課
98	児童ホーム（再掲）	0～17歳まで、誰でも自由に遊べる、児童のための遊び場です。また、地域子育て支援拠点として、乳幼児を持つ親の子育ての不安感等を緩和し、児童の健やかな育ちを支援します。	児童や乳幼児を持つ親の安心・安全な居場所づくりに取り組むことにより、不安や孤独感を緩和し、他者とのつながりをつくります。	地域子育て支援課
99	放課後ルーム	放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意して、子どもたちの心身の発達を促します。	子どもの変化に気づき必要な対応を行います。また、子どもの安心できる居場所づくりを行います。	地域子育て支援課
100	居場所としての図書館利用	誰でも図書館を利用できます。	図書館は、児童・生徒、子育て中の保護者、高齢者など、どなたでも利用できる施設です。生活上の悩みや心身の健康に関する図書館資料も利用できます。	西図書館

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

#### ③ 自殺未遂者等への支援（重点施策）

No.	事業名	生きる支援実施内容	関係課等
101	自殺企図者の相談支援事業	市立医療センター等と連携し、自殺企図者の再企図につながらないように、本人が抱える自殺リスクや問題に対して、訪問や電話等による相談支援を実施します。	保健総務課
102	自殺未遂者等の支援にかかる医療連携体制の構築	自殺未遂者等に接する機会が多い救急医療機関と精神科病院が医療連携をとりやすい体制を構築するために、医療従事者等向けに意見交換会や交流会を実施します。	保健総務課
103	専門職向けスキルアップ研修	自殺念慮者等を支援する専門職が、本人が抱える多様な自殺リスクや問題等を理解し、本人への初期対応スキルや支援方法、専門職のセルフケア能力を向上するために、研修会を実施します。	保健総務課

#### ④ 遺された人への支援

No.	事業名	生きる支援実施内容	関係課等
104	わかち合いの会を紹介	自死遺族支援の場であるわかち合いの会をリーフレットへの掲載等で周知するとともに、相談時に紹介します。	健康政策課等

### (5) ライフコースに応じた支援

#### ① 子ども・若者への支援

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
105	若年無業者支援事業（再掲）	厚労省が開設する「ふなばし地域若者サポートステーション」と協働し、働くことへ様々な悩みを抱える若年無業者へ職業的自立支援を行います。	若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）です。また、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えます。	商工振興課
106	子どもの学習支援事業	子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ貧困が世代を超えて連鎖しないように、生活困窮世帯等の中学生に対し進学相談、進路相談、その他の相談を通して自立促進支援を行います。	子どもの将来が生まれ育った環境によって閉ざされ、貧困が世代を超えて連鎖することにより、自殺リスクが高まる場合があります。必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）につなげます。	地域福祉課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
107	スクール カウンセラーの 配置（再掲）	心の問題の専門家であるスクールカウンセラーを、市内全市立小中高等学校に配置し教育相談体制の充実を図ります。	児童・生徒の悩みや不安を受け止め、専門知識やカウンセリング技法を生かしながら、子どもたちが抱える問題を解決させるための助言や周囲の働きかけを行います。	指導課
108	SOS教育を 行うための体制 づくりの推進	児童・生徒が追い込まれたときに希求行動をとることができるように教育を行うための体制づくりを推進します。	児童・生徒が現在あるいは今後起こり得る危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出す援助希求行動ができるようにすることを目的とした教育を推進します。	指導課
109	「いのちを大切に するキャン ペーン」の推進	児童・生徒がいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組や児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組を学校の実態に応じて実施します。	児童・生徒の主体的な活動や保護者・地域などとの連携による取組を通して、自分と他者の命を大切にすることを心がけ、ともに「いじめや暴力行為等」を許さない意識を高めます。	指導課
110	人権教育の充実	人権に対する感性や人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の育成に努め、児童生徒一人一人が自ら人間として大切にされるという実感がもてる学校・学級風土の醸成を行います。	「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身につけるために「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」とが一体となった取組を学校全体で推進します。	指導課
111	いじめに関する 取り組み状況 調査の実施	各学校のいじめ問題に関する現状と取組を調査し各学校の取組の充実と継続性を図ります。	各学校のいじめに関する取組状況を把握することにより、「いじめの未然防止・早期発見・早期対応」の充実に努めます。	指導課
112	長欠対策研究 協議会	長期欠席・不登校の実態を把握し担当職員が研修を深め対象児童生徒に対し効果的な対応ができるよう指導力の向上を目指します。	長期欠席・不登校の児童・生徒に寄り添うことにより、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やします。	指導課
113	保健教育の推進	児童生徒が自らの健康に関心を持ち、環境改善に取り組めるよう支援します。	児童生徒が自らの健康に関心を持ち心身の健康が保てるよう教育を行います。	保健体育課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
114	保健管理の充実 (再掲)	児童生徒・教職員が心身ともに良好な状態を目指し、自らの健康を保持増進できるよう支援します。	児童生徒の健康管理の関わりから変化に対し早期「気づき」に努めます。	保健体育課
115	学校保健委員会の充実	学校保健委員会の重要性和開催への啓発を行い、地域・家庭・学校との連携を深め学校保健の充実を図ります。	医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、各種団体との連携を図り、いじめ、不登校、児童虐待等、メンタルヘルスに関する課題への取組を行います。	保健体育課
116	教育相談(再掲)	児童・生徒及び保護者教職員より教育全般に関する相談を受けます。	児童生徒について困難や悩みを持つ市民に接するため、必要に応じて関係機関へと支援をつなげます。	総合教育センター
117	スクールソーシャルワーカー配置事業(再掲)	各学校からの要請を受け児童生徒の問題解決に向け福祉的知識を持って生活環境に働きかける等の支援を行います。	児童生徒について困難や悩みを持つ市民に接するため、必要に応じて関係機関へと支援をつなげます。	総合教育センター
118	青少年相談員(再掲)	青少年の良き理解者・良き相談相手として地域の青少年健全育成の担い手として活動します。	青少年キャンプやつどい大会、各公民館とのイベント等を通して、青少年健全育成活動を推進します。	青少年課
119	相談活動(再掲)	19歳以下の本人、保護者、学校を対象に、青少年相談活動を来所・電話・メール・訪問等の方法で実施します。また、小学校訪問を定期的実施します。	不登校やいじめ等に関する相談に船橋警察・船橋東警察・京葉地区少年センター・市川児童相談所・船橋市家庭児童相談室等と連携して実施します。	青少年センター
120	補導委員による補導活動(再掲)	青少年非行の早期発見、未然防止を目的に活動し、青少年の健全育成を目指します。	街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が「SOS」である場合が少なくありません。青少年のSOSの早期発見に努めます。	青少年センター

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

#### ② 子育て世代への支援

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
121	小児慢性特定疾病医療費助成及び相談事業（再掲）	小児慢性特定疾病児童・家族への相談支援や医療費助成、家族のつどい、講演会を開催します。	複合した問題を抱え、困難な状況に置かれている市民に接するため、様々な支援につなげられる体制（包括的支援体制）を作ります。	保健総務課
122	育児相談（再掲）	強い育児不安がある母親等の保護者に対し、精神科医、心理相談員による専門的な判断に基づく助言指導を行うことで育児不安の軽減を図り必要な受診勧奨を行います。	自殺リスクに関連する要因について相談・指導に応じ必要時に関係機関につなげます。	地域保健課
123	新生児・産婦訪問（再掲）	保健指導が必要な産婦や新生児に訪問指導を行い新生児の健全な発育を促し安心して子育てができるよう保護者に適切な育児支援を行います。	自殺リスクに関連する要因について相談・指導に応じ必要時に関係機関につなげます。	地域保健課
124	産婦健康診査	産後うつ予防の為に産後間もない時期の産婦健康診査（身体回復・授乳・精神状態把握）の費用を助成します。	出産後の身体的・精神的な変化による負担から産後うつが見られた方をキャッチし、必要に応じ関係機関につなげます。	地域保健課
125	宿泊型産後ケア（再掲）	産後、家族等から援助を受けられず、特に育児支援を必要とする産婦及び乳児に対し、医療機関の空きベッドを活用して休養の機会を提供し、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を行います。	心身の安定及び育児不安の解消を図り、必要時に関係機関につなげます。	地域保健課
126	保育所等施設の整備促進事業	待機児童対策を進め、保護者への過度な負担や経済的な問題を軽減・解消します。	待機児童対策を進めることにより、保護者の子育てに伴う過度な負担や経済的な問題の軽減・解消に寄与し、生きる支援につなげます。	子ども政策課
127	ホームページやアプリによる情報提供	子育て支援事業の自由な選択と円滑な利用により、保護者の孤立化を防止し孤独感を解消します。（ふなっこナビ・ふなっこアプリ）	保護者の子育てに伴う不安感や負担感の軽減や充実感の増大に寄与し、生きる支援につなげます。	子ども政策課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
128	助産の実施及び母子保護（再掲）	妊産婦又は配偶者のない女子に対し、それぞれ助産施設、母子生活支援施設への入所手続きを行います。	出産や育児による身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らします。	児童家庭課
129	ホームヘルパー派遣（再掲）	疾病等の理由により一時的に日常生活を営むのに支障がある母子（父子）家庭又は寡婦に対しホームヘルパーを派遣します。	子育てによる身体的・精神的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らします。	児童家庭課
130	母子・父子自立支援員（再掲）	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、離婚、死別直後の様々な悩みごとの相談に応じ、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行います。	子育てによる精神的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やします。	児童家庭課
131	養育費等支援事業（再掲）	養育費取得のための取り決めや離婚等により発生する法律問題を無料で弁護士に相談するための支援を行います。	養育費不払いや離婚に伴う問題に対応することにより、ひとり親家庭が経済的困窮に陥ることを防ぎます。	児童家庭課
132	児童の養育等に関する相談（再掲）	家庭における児童の養育等に関する相談に応じます。	子育てに関する様々な悩みを抱えている市民からの相談や、児童虐待に関する通告・相談に応じ、必要に応じて他機関と連携し支援します。 児童虐待の早期発見・早期対応へとつながるよう、通告・相談先の周知を行います。	家庭福祉課 (家庭児童相談室)
133	実費徴収に係る補足給付補助	生活保護世帯等に対し、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園（新制度移行）における日用品・文房具等の購入費用などの一部を助成します。	生活保護世帯等の保護者の子育てに伴う経済的負担の軽減につなげます。	保育認定課
134	保育の実施（再掲）	日頃から児童の状況を把握し、送迎時などで保護者と関わる際に相談に応じます。状況に応じて家庭児童相談室へ連携します。	子育てによる身体的・精神的負担の軽減を図り、「生きることの阻害要因」を減らします。	公立保育園 管理課 保育認定課
135	子育て短期支援事業（再掲）	保護者が疾病等の理由で一時的に養育が困難になった時児童を預けることができます。	急病などによる不安や育児疲れなどによる心身の苦痛を軽減します。	地域子育て支援課



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
136	子育て支援 コーディネーター の配置 (再掲)	市役所(保育士)、各子育て支援センターに専門職員(保育士・看護師・栄養士・心理発達相談員)を配置し、子育てに関するアドバイスや情報提供などの相談業務を行います。	子育ての不安や悩みなどの相談に 応じ、心身の苦痛を軽減します。	地域子育て 支援課
137	子育てに関する 相談(再掲)	養育・しつけ等子育て全般についての悩みや、誰かに話を聞いてもらいたいとき等、市役所や子育て支援センターに配置する子育て支援コーディネーターが来所・電話・メール・訪問(自宅等)などの相談によりサポートを行います。	「子育てに関する相談は何でもお気軽に」、地域の身近な子育て相談窓口として、子育て世帯や乳幼児をもつ保護者等から幅広い相談内容に対応しています。子どもの成長発達、遊ばせ方、授乳・食事、家族や子どもを取り巻く人間関係の悩みなど、子育て生活での悩みや不安について、相談者に寄り添いながら話を聴き助言するとともに、必要に応じて専門機関の窓口へ支援をつなぎます。	地域子育て 支援課
138	ファミリー・ サポート・ センター(再掲)	保育所などへの送迎やその前後の子どもを預かりなどの子育て支援を行います。	子育てを離れて、育児疲れの解消や自分の時間を持ちたい時などにも利用できます。	地域子育て 支援課
139	児童ホーム (再掲)	0~17歳まで、誰でも自由に遊べる、児童のための遊び場です。また、地域子育て支援拠点として、乳幼児を持つ親の子育ての不安感等を緩和し、児童の健やかな育ちを支援します。	児童や乳幼児を持つ親の安心・安全な居場所づくりに取り組むことにより、不安や孤独感を緩和し、他者とのつながりをつくります。	地域子育て 支援課
140	放課後ルーム (再掲)	放課後、家庭で子どもだけになってしまう小学生に遊びと生活の場を用意して、子どもたちの心身の発達を促します。	子どもの変化に気づき必要な対応を行います。また、子どもの安心できる居場所づくりを行います。	地域子育て 支援課
141	発達が気になる 子の子育て講座 (再掲)	発達が気になるお子さんを持つ保護者のための講座です。	お子さんとの関わり方をお伝えし、子育ての不安や悩みを軽減します。	療育支援課
142	心理士等による 相談支援事業 (再掲)	発達障害児や発達が気になるお子さんを持つ保護者の相談に応じ、必要な助言等を行います。	発達障害児や発達が気になるお子さんを持つ親の子育てや療育の方法等に対して、こども発達相談センターの心理士等専門職が相談・助言・指導の支援をするほか、専門機関等へつなげます。	療育支援課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
143	簡易マザーズホーム（再掲）	肢体不自由児の療育を通じて、通所する児童の保護者の相談に応じ、必要な支援を行っています。	肢体不自由児を持つ保護者に対して、施設の専門職が相談に応じ、助言・指導をするほか、専門機関等へつなげます。	療育支援課
144	親子教室（再掲）	発達障害児や発達が気になるお子さんの療育を通じて、通所する児童の保護者の相談に応じ、必要な支援を行っています。	発達障害児や発達が気になるお子さんを持つ保護者に対して、施設の専門職が相談に応じ、助言・指導をするほか、専門機関等へつなげます。	療育支援課
145	家庭教育相談（再掲）	幼児から高校生までのしつけや遊びなど、家庭教育上の悩みや問題等を持つ保護者を対象に、家庭教育指導員等が相談を実施します。	自殺リスクに関連する要因について相談に応じ、必要時に関係機関につなげます。	社会教育課

#### ③ 働き世代への支援

No.	事業名	事業概要	生きる支援事業内容	関係課等
146	総合相談窓口事業（自立相談支援事業含む）（再掲）	対象を限定せず福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護を行うとともに、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため包括的・継続的な相談支援、就労支援を一体的に実施します。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、事業に関わる相談員がゲートキーパー研修を積極的に受けることで、問題を抱えている相談者がいた場合に適切な機関へつなぎます。	地域福祉課
147	就労準備支援事業（再掲）	すぐに就労することができない生活困窮者に対してグループワークやボランティア体験等を通じ就労のための基礎能力の形成を支援します。	就労することに困難を抱えている人は、生活の問題やその他複合的な問題を抱えている方もいます。 必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させ、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）にします。	地域福祉課
148	住居確保給付事業（再掲）	離職又は自営業の廃止により経済困窮し住居を喪失又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。	離職又は自営業の廃止により経済的に困窮し、住居を喪失した（するおそれがある）ことにより、自殺リスクが高まる場合もあります。 必要に応じて、本事業と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、有効な自殺対策（生きることの包括的支援）につなげます。	地域福祉課



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援事業内容	関係課等
149	中小企業経営相談（再掲）	中小企業の円滑な企業経営及び創業・起業する中小企業者に対する支援のために専門知識を習得している中小企業診断士による相談を行います。	経営上の様々な課題に関して各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげます。	商工振興課
150	中小企業融資制度（再掲）	中小企業の経営基盤の確立と近代化のために資金を低利に貸し出します。	融資の機会を通じて企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげます。	商工振興課
151	地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健の連携を図り、働き世代を含めた切れ目のない健康支援を推進します。	就業者の生活習慣病予防等の健康課題（メンタルヘルス、生活習慣病、たばこ）に対し、関係機関と連携して取組を進めます。	地域保健課
152	職員の健康管理業務	産業医・産業カウンセラー・保健師による面談や健康セミナーを開催します。また、ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止します。	健康診断の結果をもとに、産業医、管理栄養士、保健師による相談を実施。また、精神面では、心療内科医（産業医）、産業カウンセラー、保健師による相談を実施し、今後も引き続き、身体面のフォローのみならず、精神面のフォローも含めて対応します。さらに、ストレスチェックを実施することで、メンタルヘルス不調の未然防止をするとともに、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげていきます。	職員課
153	働き方改革推進プラン	教職員の学校における働き方改革を推進し子供と向き合う時間を確保する	働き方改革を行うことで教職員のメンタルヘルスの取組を行います。	学務課



ふなばし健やかプラン21  
マスコットキャラクター  
「すこちゃん」

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

#### ④ 高齢者への支援

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
154	緊急通報装置貸与事業（再掲）	安否確認を必要とする高齢者に対して急病など万一の場合に連絡ができる通報装置を貸与します。緊急時以外でも看護師に身体状況の相談をすることのできる相談ボタンが付属しています。	通報システムの設置を通じて、緊急時の連絡手段を確保し、状況把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をすることで、支援への接点として活用します。	高齢者福祉課
155	声の電話訪問事業（再掲）	安否の確認を必要としているひとり暮らしの高齢者に対して孤独感の解消と近況確認のため相談員が定期的に電話訪問を行います。	ひとり暮らし高齢者に定期的に電話で訪問を行うことによって、孤独感の解消につなげます。	高齢者福祉課
156	老人ホーム入所措置事業	65歳以上で経済的・環境的要因によって自宅での生活が困難な方を老人ホームへ措置します。	複合した問題を抱え、困難な状況に置かれている市民に接するため、様々な支援につなげられる体制（包括的支援体制）を作ります。	高齢者福祉課
157	介護サービス量の確保	地域密着型サービスや特別養護老人ホームなどの施設を整備し、必要なサービスを利用できる体制を整えることにより、介護を受ける本人、介護者の負担軽減を図ります。	地域密着型サービスや特別養護老人ホームなどの施設を整備し、必要なサービスを利用できる体制を整えることにより、本人やご家族の介護に係る負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減につなげます。	高齢者福祉課
158	高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会	高齢者虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止のために関係団体との連携を強化し、高齢者の平穏な生活を確保します。	参加する関係団体に自殺対策の協力を仰ぎます。	包括支援課
159	高齢者総合相談事業（再掲）	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが介護や福祉、医療、健康、認知症など様々な相談に応じ、適切なサービスや必要な制度への橋渡しを行います。	市民に対して地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談窓口としての機能の周知を図るとともに、市民の状況を把握しやすい立場にある、地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会、町会・自治会等との連携を図り、支援が必要な高齢者の情報を把握しやすい体制を確保します。	包括支援課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
160	地域ケア会議 (再掲)	地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが事務局となり、支援が必要な高齢者の個別支援方策や地域全体の支援体制の検討を行います。	個別ケア会議を通じて、支援が必要な高齢者の有効な支援策を検討し、個別課題の解決を図ります。 全体会議を通じて、地域における関係機関・団体間のネットワークの構築を図るとともに、地域づくりの推進を図ります。	包括支援課
161	認知症サポーター 養成講座 (再掲)	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	認知症サポーターの養成により、認知症の方を温かく見守り、適切な援助ができる地域づくりを推進します。	包括支援課
162	認知症カフェ (再掲)	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが集える場所である認知症カフェの開設支援を行います。	認知症の本人や介護者が悩みを共有するほか、情報交換や相談をすることで、不安の解消やストレスの軽減を図ります。	包括支援課
163	生活支援体制づくり事業 (再掲)	生活支援コーディネーターを市内24か所に配置し、高齢者の生活支援事業の立ち上げ支援や担い手となるボランティアの発掘、育成を行います。(船橋市社会福祉協議会へ委託)	コーディネーターは各地区に精通し、様々な関係団体などと連携を図ることで、自殺リスクが高い方々の相談にも対応し、必要な支援を行える機関へつなぎます。	地域福祉課

#### (6) その他の取組

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	関係課等
164	フードドライブ	食品ロスの削減を目的に実施しています。	食事が十分に確保できない世帯などへの支援につながっている事業です。	資源循環課
165	鉄道駅バリアフリー化設備整備補助事業	段差の解消や転落防止設備の整備など、鉄道駅の移動円滑化を実施する鉄道事業者に対して、事業費の一部を補助します。	本来は視覚障害者の転落防止を目的としているが、ホームドアの設置についてはハード面で自殺防止に寄与するものと考えられます。	道路計画課

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

#### (7) 関連団体の自殺対策の取組

No.	団体名	取組名	生きる支援実施内容
1	千葉県	関連施設の設置、市町村への情報提供等	千葉県自殺対策推進センターを設置し、市町村への情報提供等を行います。また、ひきこもり支援センターにおいて、本人・家族に対する早期からの相談・支援を行います。
2	千葉県市川児童相談所	児童に関する相談	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、必要に応じて他機関と連携し、児童や保護者にとって最も適した援助や指導を行います。
3	千葉大学	認知行動療法の実践	千葉大学大学院医学研究院は、文部科学省「課題解決型高度医療人材養成プログラム（精神関連領域）」として採択された「メンタル・サポート医療人とプロの連携養成」事業において、2019年度から大学院に新しいコース（科目等履修生制度を含む）を開講し、日常診療の場で遭遇する軽症の不眠、不安、うつ等を持つ患者及び家族に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、コメディカル等がセルフヘルプをガイドする簡易（低強度）認知行動療法的アプローチによる相談支援を行う医療人養成をオンライン授業やネット教材を活用して行います。
4	船橋市医師会	メンタルヘルスの啓発及び職域事業所からの健康相談	メンタルヘルスに関する研修会やフォーラムを産業医や一般市民を対象に実施します。 また、厚生労働省からの委託で船橋市医師会内に設置している船橋地域産業保健センターにおいて、産業医による職域事業所からの健康相談（メンタルヘルス含む）を実施します。
5	船橋歯科医師会	リーフレットの配布	自殺対策に関するチラシやリーフレットを窓口に置き、啓発活動を後援します。
6	船橋薬剤師会	学校現場での啓発活動	学校現場で薬剤師が薬物乱用防止及び薬教育を通して、子供達に命の大切さを啓発していきます。
7	船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンター	就業者へのストレスチェック	就業者へストレスチェックを実施し、就業者自身がストレスに対する気づきを促します。
8	千葉県行政書士会葛南支部	リーフレット配布	行政書士無料相談会でリーフレットを積極的に配布することで、相談先の周知を行います。
9	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部	無料電話相談、対面カウンセリングの実施	カウンセリングにより、相談者が抱える問題の解決に結びつけます。

### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	団体名	取組名	生きる支援実施内容
10	船橋商工会議所	相談窓口の設置等	専門相談応じ隊と称し、弁護士・税理士等の専門家が幅広く相談を受けたり、子育てゆうゆう推進委員会を設置し、子育て世代を応援するため出会いの場を提供します。広く相談窓口や出会いの場を設けることで、自殺リスクを軽減し、様々な課題に関する支援につなげます。
		残業削減等	職員向けに残業削減や休暇取得の励行、パワーハラスメントの防止を行い、職員の仕事と生活の調和を図り、自殺リスクの低減につなげます。
11	船橋警察署	サイバーパトロールの実施	千葉県警察では、SNS上で自殺をほのめかす内容を発見、投稿者の特定により、自殺企図者の保護活動を行います。
12	船橋東警察署	事案対応	自殺企図者、その家族又は消防等からの相談・通報等により対応を図り、その原因等を調査し、適切な関係機関への引き継ぎ・助言等を行うことで、自殺リスクのある人やその周囲の人の相談・指導に応じ、必要時に関係機関につなげます。

#### こころの電話相談室



産業カウンセラーによる電話相談です。

主催：一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部



### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

No.	団体名	取組名	生きる支援実施内容
13	東日本旅客鉄道株式会社 船橋駅	「自殺対策強化月間」等での啓発活動	ポスター掲出や「JR♥生きる支援トレイン」の運行、ティッシュ配布、電話相談窓口「いのちのホットライン」の開設、駅での声かけ運動を実施します。
14	千葉いのちの電話	電話相談受付	自殺をはじめとする精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている方からの電話相談を受け付けています。
15	わかちあいの会「ひだまり」	自死遺族への支援	ご家族や身近な方を自死によってなくされた方のわかちあいの場所を提供します。
16	千葉県弁護士会 京葉支部	法律全般の相談受付	クレジット・サラ金、債務整理のご相談を受け付けています。
17	千葉県弁護士会 船橋法律相談センター	法律全般の相談受付	離婚・相続・不動産・金銭貸借・交通事故等の一般法律相談を受け付けています。
18	千葉県税理士会 船橋支部	税に関する相談受付	相続や贈与、不動産売買など税金に関する悩み・相談を受け付けています。
19	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 千葉県支部	成年後見に関する相談受付	高齢者や障害のある方がご自身の意思に基づき、その人らしい自立生活が送れるようサポートするため、ご自身やご家族の判断能力の低下に不安を感じた方からの相談を受け付けています。
20	ちば司法書士 総合相談センター	債務整理等の相談受付	債務整理、自己破産、悪質商法、少額裁判、裁判所を使わない調停などに関する相談を受け付けています。
21	NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと	性暴力に関する相談受付、医療の提供	性暴力の被害を受けた女性やご家族のために相談受付や必要な情報の提供、緊急の診療を行います。
22	公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター	犯罪被害に関する相談受付、公的手続きの支援等	犯罪や交通事故に遭われた被害者やご家族の方の電話相談・カウンセリング及び関係機関等への付き添いを行います。
23	地域・職域連携推進協議会	地域保健と職域保健の連携を図った、働き世代を含めた切れ目のない健康支援	就業者の生活習慣病予防等の健康課題（メンタルヘルス、生活習慣病、たばこ）に対し、関係機関と連携して取組みを進めます。
24	船橋市精神保健福祉推進協議会	精神保健福祉の推進のための精神障害者や地域住民との交流事業、講演会や小冊子の作成等を通じた精神保健福祉の普及啓発	精神科医師等の関係者や家族会等の関係団体が連携し、精神保健福祉関連施策の充実、精神疾患や精神障害者に対する理解促進に向けた取組みをしています。
25	船橋在宅医療 ひまわりネットワーク	在宅医療・介護の連携の推進	地域包括ケアシステムの核となる在宅医療・介護を推進するために、多職種間での連携づくり、人材の育成、在宅医療の支援体制についての検討を行います。 研修会などで、自殺対策に関連した啓発を行うことで、専門職としての「気づき」の視点を高め、必要な支援につなげます。

## 5 基本施策ごとの評価指標

### (1) 地域におけるネットワークの強化

評価指標	現状 (基準年)	目標 (評価年)
自殺対策連絡会議等を中心としたネットワークの関係機関・団体数の増加	25	50

### (2) 自殺対策を支える人材の育成

評価指標	現状 (基準年)	目標 (評価年)
ゲートキーパー研修の市役所全職員受講	未実施	実施
関係団体及び市民を対象としたゲートキーパー研修数の増加	年2回	年4回
教職員を対象としたゲートキーパー研修の実施	年0回	年1回


### (3) 住民への啓発と周知

評価指標	現状 (基準年)	目標 (評価年)
自殺予防週間や自殺対策強化月間での取組・啓発機会の拡大	年2回	年5回
自殺対策に関連する健康講座やメンタルヘルス講座等の講座開催数の増加	年5回	年10回




### 第3章 船橋市の自殺対策における取組

#### (4) 生きることの促進要因への支援



評価指標	現状 (基準年)	目標 (評価年)
つながる体制づくり構築のための 検討会議等の開催	年0回	年3回
本気で自殺したいと考えたことがある人のうち、心の健康に関する専門家や悩みの元となる分野の専門家に相談した人の増加（市民意識調査より）	16.3%	30.0% 以上
居場所づくり事業・団体数の充実	10	15
自殺企図者等の支援にかかる医療連携体制構築に向けた研修や意見交換会の開催数の増加	年1回	年2回
これまでの人生のなかで、本気で自殺したいと考えたことがある人の減少 （市民意識調査より）	19.1%	16.0% 以下
自分の気持ちを理解してくれる人がいると思う人の増加（市民意識調査より）	71.8%	80.0% 以上

#### (5) ライフコースに応じた支援



評価指標	現状 (基準年)	目標 (評価年)
SOS の出し方教育の実施	未実施	実施
悩みを抱えたり、友達が困ったりしているのを見かけた時に SOS を出すことができる信頼できる大人がいる中高生の増加 （市民意識調査より）	58.7%	80.0% 以上
自分にはよいところがあると思う中高生の増加（市民意識調査より）	72.1%	80.0% 以上

基準年は平成 30（2018）年度 11 月確認時点  
評価年は平成 35（2023）年度





## 第4章 船橋市の自殺対策推進体制





# 1 自殺対策の推進体制

## (1) 船橋市自殺対策連絡会議

市内の関係機関や民間団体等と情報を共有し、連携体制を確保して、船橋市における自殺対策を総合的に推進するため、学識経験者、自殺対策に関わる活動団体の代表、保健医療関係者、産業労働関係者、福祉関係者、警察関係者、鉄道事業者、市職員により構成される船橋市自殺対策連絡会議を開催します。

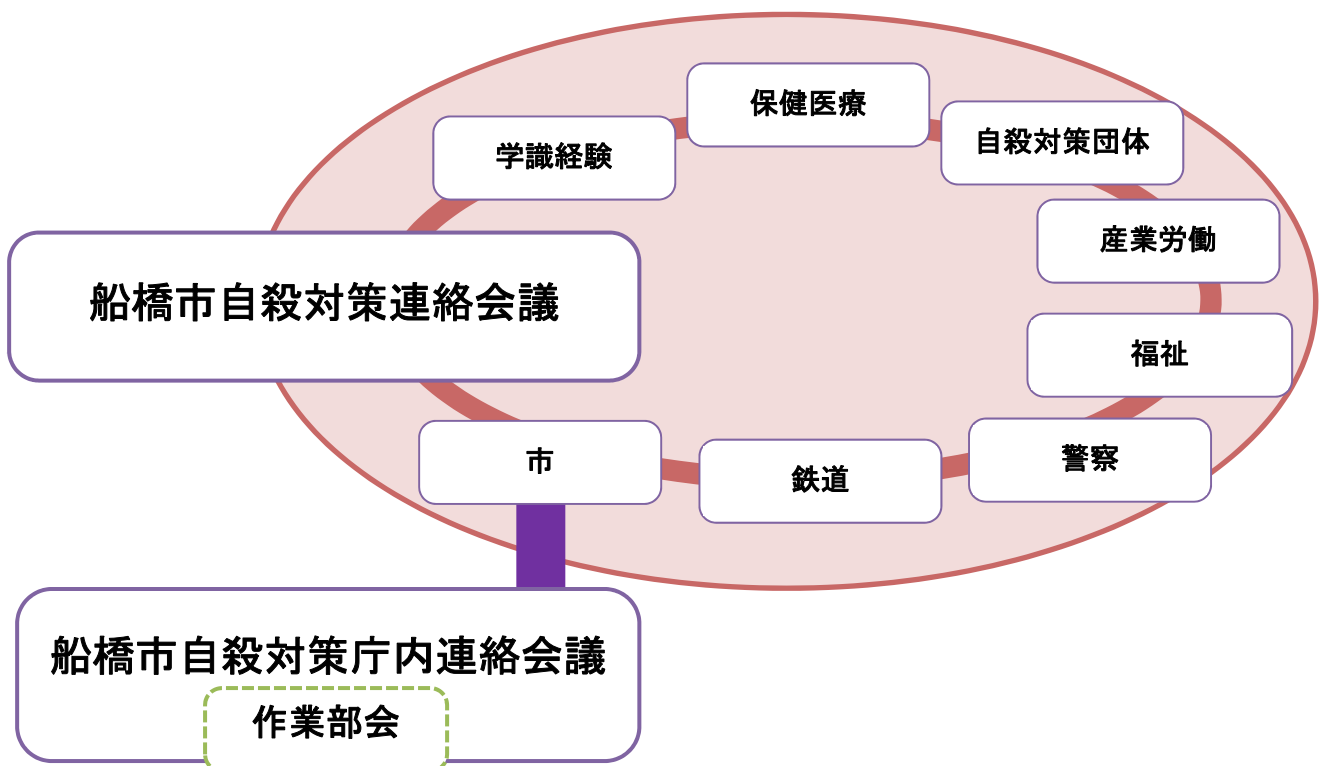
## (2) 船橋市自殺対策庁内連絡会議

関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、関連部署の所属長で構成される船橋市自殺対策庁内連絡会議を開催します。

## (3) 船橋市自殺対策庁内連絡会議作業部会

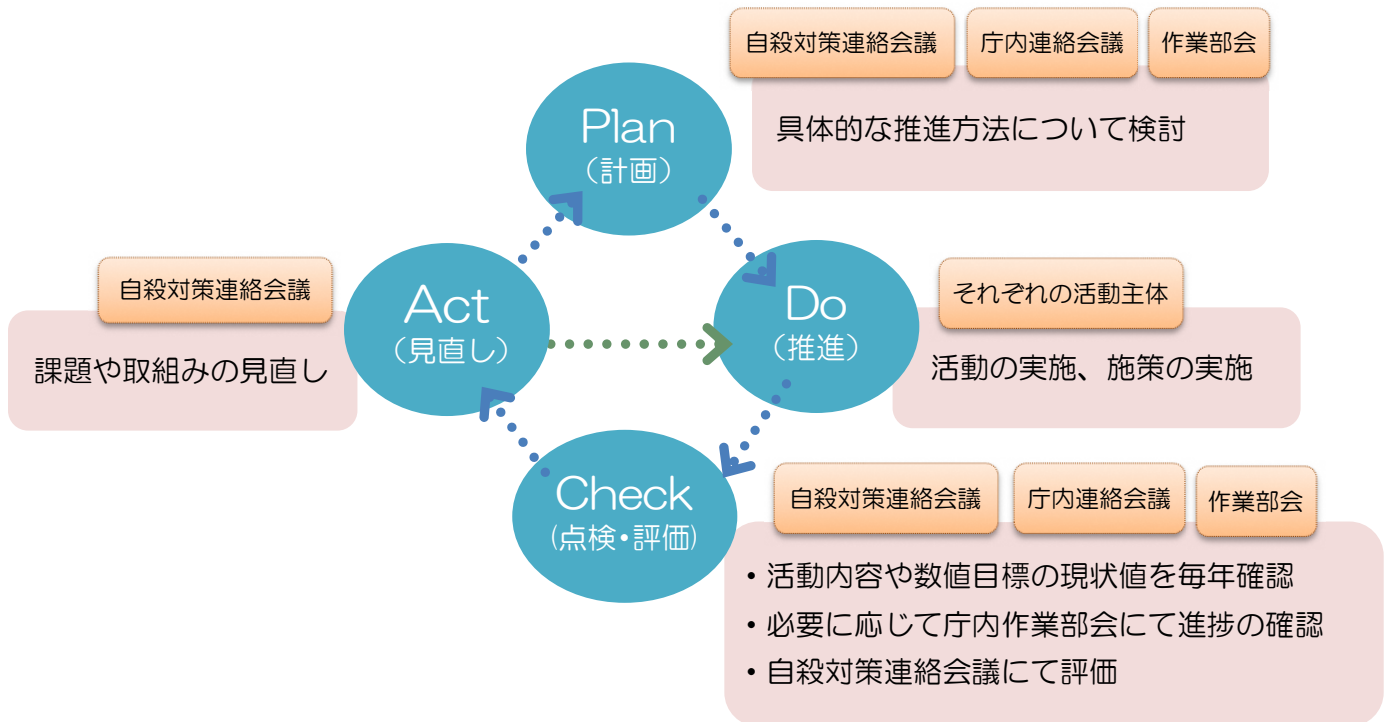
自殺対策の具体的な取組を検討するため、施策毎に関連部署の担当職員が集まる作業部会を開催します。

【推進体制】



## 2 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策を着実に展開するため、船橋市自殺対策連絡会議において、施策の実施状況や目標の達成状況等を報告することにより、計画の進捗管理及び施策の見直しなどを行い、計画の推進を図ります。



# 資料編





# 1 策定経過

年月日	項目	内容
平成 29 年 8 月 10 日	平成 29 年度 第 1 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度 船橋市の自殺対策事業について</li> <li>今後の自殺対策事業の推進について</li> <li>地域レベルの実践的な取組について</li> </ul>
平成 30 年 7 月 23 日	平成 30 年度 第 1 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策の理念と県計画の概要について</li> <li>これまでの船橋市の自殺対策事業について</li> <li>自殺対策計画の策定について</li> </ul>
平成 30 年 8 月 1 日	平成 30 年度 第 1 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度 船橋市の自殺対策事業について</li> <li>船橋市自殺対策計画の策定について</li> </ul>
平成 30 年 8 月 23 日	平成 30 年度 第 1 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本施策について</li> <li>重点施策について</li> </ul>
平成 30 年 10 月 5 日	平成 30 年度 第 2 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の棚卸しについて</li> <li>関連団体の活動等について</li> <li>骨子案の内容について</li> </ul>
平成 30 年 10 月 23 日	平成 30 年度 第 3 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>SOS 教育について</li> </ul>
平成 30 年 11 月 9 日	平成 30 年度 第 2 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（案）について</li> </ul>
平成 30 年 11 月 14 日	平成 30 年度 第 2 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（案）について</li> </ul>
平成 30 年 12 月～ 平成 31 年 1 月	パブリックコメント	
平成 31 年 2 月 4 日	平成 30 年度 第 3 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策計画（案）について</li> <li>来年度の自殺対策取り組みについて</li> </ul>

## 2 船橋市自殺対策連絡会議設置要綱

### （設置）

第1条 本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図るため、船橋市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1）自殺の実態把握に関すること。
- （2）関係団体の活動情報交換と相互連携に関すること
- （3）自殺対策の啓発、広報等に関すること。
- （4）自殺対策計画の策定および推進評価に関すること。
- （5）その他、自殺対策の総合的な推進に関すること。

### （組織）

第3条 連絡会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）保健医療関係者
- （3）自殺対策に関わる活動団体の代表
- （4）産業労働関係者
- （5）福祉関係者
- （6）警察関係者
- （7）鉄道事業者
- （8）市職員

### （任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### （会長及び副会長）

第5条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 連絡会議の会議は、会長が招集する。



- 2 連絡会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉局健康・高齢部健康政策課において処理する。

(公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

### 3 船橋市自殺対策連絡会議委員名簿

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

No	区分	氏名（敬称略）	所属団体・役職
1	学識経験者	清水 栄司	千葉大学医学部認知行動生理学教授
2		山本 功	淑徳大学コミュニティ政策学部教授
3	保健医療関係者	宇田川 雅彦	一般社団法人船橋市医師会 船橋市立医療センター精神科部長
4		木村 憲	一般社団法人船橋薬剤師会副会長
5	自殺対策に関わる 活動団体の代表	藤田 幸子	社会福祉法人千葉いのちの電話事務局長 （平成 30 年 11 月 13 日まで）
		齋藤 浩一	社会福祉法人千葉いのちの電話事務局次長 （平成 30 年 11 月 14 日から）
6		本多 誠	千葉県行政書士会葛南支部長
7	産業労働関係者	菊地 恵実子	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部事業推進副部長 （平成 31 年 1 月 6 日まで）
		小川 正治	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部事務局長 （平成 31 年 1 月 7 日から）
8		大西 智子	船橋商工会議所副会頭
9		中村 芳明	船橋公共職業安定所長
10	福祉関係者	高橋 忠雄	船橋市民生児童委員協議会理事
11	警察関係者	蛭川 正浩	船橋警察署生活安全課長
12		奥田 明宏	船橋東警察署生活安全課長
13	鉄道事業者	石橋 裕男	東日本旅客鉄道株式会社船橋駅長
14	市職員	伊藤 誠二	健康福祉局長
15		野々下 次郎	健康・高齢部長
16		筒井 勝	保健所長
17		小出 正明	保健所理事
18		杉森 裕子	福祉サービス部長
19		丹野 誠	子育て支援部長
20		原口 正人	経済部長
21		高橋 聡	消防局長
22		筒井 道広	教育委員会学校教育部長

## 4 船橋市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、船橋市自殺対策庁内連絡会(以下「庁内会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

### (組織)

第3条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉局長とし、副会長は健康・高齢部長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 庁内会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庁内作業部会の設置)

第6条 庁内会議は具体的な取組みを検討するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員が推薦する者と会長が指名した者をもって組織する。
- 3 作業部会は、自殺対策推進に関する資料等の収集を行うとともに、本市の自殺対策施策について検討する。

### (庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康政策課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

## 資料編



附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

## 5 船橋市自殺対策庁内連絡会議委員名簿

No	職名
1	健康福祉局長
2	健康・高齢部長
3	健康政策課長
4	地域包括ケア推進課長
5	包括支援課長
6	保健所次長
7	保健総務課長
8	地域保健課長
9	地域福祉課長
10	障害福祉課長
11	生活支援課長
12	児童家庭課長
13	家庭福祉課長
14	市民の声を聞く課長
15	債権管理課長
16	男女共同参画センター所長
17	商工振興課長
18	消費生活センター長
19	消防局救急課長
20	医療センター総務課長
21	指導課長
22	青少年センター長



## 船橋市自殺対策計画

「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」

【発行年月】 平成31（2019）年3月

【編集・発行】 船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 健康政策課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

TEL 047-436-2413

FAX 047-436-2409

E-mail [sukoyaka@city.funabashi.lg.jp](mailto:sukoyaka@city.funabashi.lg.jp)

